
第2次つくばみらい市総合計画

素案

令和4年9月

目次

序論	1
第1章 総合計画の目的と構成	1
1 策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	2
第2章 本市の特徴	3
1 地勢と立地	3
2 歴史	4
第3章 社会環境の変化	5
1 人口減少と少子高齢化の進行	5
2 新型コロナウイルス感染症の拡大とポストコロナ時代の到来	5
3 国内経済の成熟と産業構造の変化	5
4 都市構造の変化	6
5 自然災害の頻発化と激甚化	6
6 地球環境や気候変動への関心の高まり	6
7 ライフスタイルや価値観の多様化	7
8 新たなテクノロジーの進展	7
9 持続可能な行財政運営の推進	7
基本構想	8
第1章 まちづくりの基本理念と将来像	9
1 まちづくりの基本理念	9
2 将来像	10
第2章 まちづくりの将来指標	11
1 まちづくりの規模（人口指標）	11
2 まちづくりの質（みらい指標）	12
第3章 まちづくりのデザイン	13
1 グランドデザイン（土地利用構想）	13
2 ライフデザイン（暮らしづくり構想）	15
3 ソーシャルデザイン（地域社会づくり構想）	17
第4章 まちづくりの基本目標	19
1 市民目線に立った質の高いまちを創る	19
2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る	19
3 連携や協力によって支え合う社会を創る	19

後期基本計画	20
施策体系	21
つくばみらい市が大切にしたいこと	23
施策の見方	25
1章 市民目線に立った質の高いまちを創る	27
1 産業振興	27
1 持続可能な農業の推進	27
2 持続可能な商工業の推進	29
3 新たな活力となる産業の創出と雇用の促進	31
2 土地利用	33
4 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成	33
5 みどり豊かで暮らしやすいまちの実現	35
3 生活インフラ	37
6 快適で利便性の高い道路交通網づくりの推進	37
7 安全で安心な上下水道の整備と運営	39
8 災害に強いまちの実現	41
9 防犯対策・交通安全対策の充実	43
4 住環境	45
10 安全・安心で快適な生活環境・住環境の整備	45
11 循環型社会の形成	47
2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る	49
1 子育て・教育	49
12 子育て支援の充実	49
13 学校教育の充実	51
14 青少年健全育成の推進	53
2 生涯学習・スポーツ	55
15 歴史・文化の保護と生涯学習の推進	55
16 スポーツ・レクリエーション活動の充実	57
3 健康・医療・福祉	59
17 健康づくりの推進	59
18 高齢者福祉の充実	61
19 障がい者福祉の充実	63
20 地域福祉と社会保障の充実	65
3章 連携や協力によって支え合う社会を創る	67
1 地域コミュニティ・人権	67
21 地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進	67
22 多様性を尊重した社会の実現	69
23 男女共同参画の推進	71
2 行財政・広報広聴	73
24 持続可能な行財政運営の推進	73
25 魅力的で親しみやすい広報・広聴の推進	75

序論

第1章 総合計画の目的と構成

1 策定の目的

本市は、2018年3月に「第2次つくばみらい市総合計画（基本構想、前期基本計画）」を策定し、「しあわせと笑顔あふれる みどりがつなぐ“みらい”都市」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んできました。

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や高齢化の進展、地方分権改革に伴う権限の移譲、市民ニーズの多様化、頻発化・激甚化する自然災害への対応など、行政が取り組むべき課題は複雑化しています。

今後の時代の潮流や社会環境の変化、財政状況等を勘案し、前期基本計画に続くまちづくりの新たな指針として、「第2次つくばみらい市総合計画後期基本計画」を策定しました。

策定に際しては、市民意識調査や中高生アンケート、近隣自治体アンケート、市民ワークショップ、団体・企業ヒアリング等を実施しました。「市民の思いを計画に反映すること」を第一に、地域や年齢層の偏りなく、市民の声を幅広く聴取することで、本計画を策定しています。

2 計画の位置付け

「総合計画」は、「つくばみらい市総合計画条例」に基づき策定するものであり、本市の将来像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策体系を示すとともに、市民・企業・団体・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体が協働して理想とするまちをつくることを目指しています。

また、本計画は、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための市の最上位計画であり、施策や分野ごとの計画（個別計画）は、この計画との整合性を図りながら策定しています。

まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や自然災害に備え、防災や減災、迅速な復旧・復興に関する施策を総合的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための「国土強靱化地域計画」なども、本計画と整合を図りながら、取組を推進します。

3 計画の構成

第2次つくばみらい市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

(1) 基本構想

本市が目指す将来像と、これを実現するための3つの基本目標を定めます。

計画期間は、2018年度から2027年度までの10年間ですが、社会環境の大きな変化を勘案し、後期基本計画の策定に合わせ、一部見直しを行っています。

(2) 基本計画

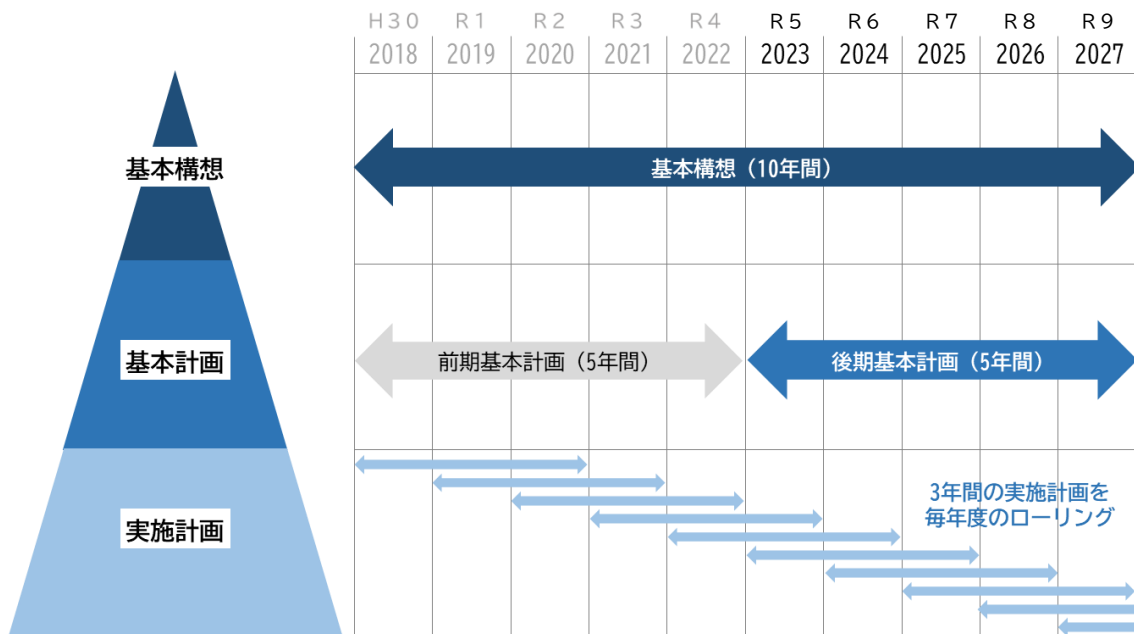
基本構想で定めた3つの基本目標に基づき、施策の体系や方針を示します。

計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間を前期基本計画、2023年度から2027年度までの5年間を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

基本計画に示した施策の体系や方針に基づき、具体的な事業の計画を年度ごとに作成し、毎年度見直しを行います。

計画期間は、3年間（毎年度ローリング）です。




第2章 本市の特徴

1 地勢と立地

本市は、茨城県の南西部に位置し、都心から40km圏に位置しています。東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接しています。市域面積は79.1km²（東西約10km、南北は約12km）となっています。標高約5～25mで、気候は四季を通じて穏やかです。

市内には鬼怒川、小貝川という2大河川が流れており、小貝川沿いには広大な水田地帯が広がっています。東部や西部は丘陵地となっており、ゴルフ場、畑地や住宅地が形成され、首都圏近郊都市に位置付けられています。

交通体系は、市内に谷和原インターチェンジを有する常磐自動車道、西部を南北に通る国道294号、北部を東西に通る国道354号、常磐自動車道とほぼ並行するようにつくばエクスプレス（みらい平駅）、本市を南北に通る関東鉄道常総線（小絹駅）など、幹線交通網が充実した恵まれた立地条件となっています。また、令和5年度に（仮称）つくばみらいスマートインターチェンジの開通を予定しており、更なる利便性の向上が見込まれます。



地図等

2 歴史

この地では、縄文・弥生の時代から人々が住み、稲作や狩猟などで生計を立てていたことがわかっています。江戸時代の初期には、幕命によって幕府代官頭・伊奈半十郎忠治が治水工事を行い、常陸谷原三万石の耕地が開発され、関東でも有数の米どころとなりました。

現在の市域の枠組みは、1889年（明治22年）の市制町村制の施行、1954年（昭和29年）の伊奈村の発足〔1985年（昭和60年）に町制施行して伊奈町となる〕、1955年（昭和30年）の谷和原村の発足を経てつくられてきました。高度経済成長期以降は、行政による住宅開発や工業地域の指定、民間の住宅開発、常磐自動車道谷和原インターチェンジの開通、常総ニュータウンの開発などにより発展してきました。そして、つくばエクスプレスの開業やみらい平駅周辺地区の開発など、さらなるまちづくりの展開が進む中、2006年（平成18年）3月、伊奈町と谷和原村の合併により、新たに「つくばみらい市」が誕生し、現在に至ります。

1889年（明治22年）	市制町村制施行により下記の11村が発足 （筑波郡小張村・豊村・谷井田村・三島村・板橋村・久賀村・鹿島村・十和村・福岡村・北相馬郡長崎村・小絹村）
1896年（明治29年）	北相馬郡長崎村が筑波郡に編入
1938年（昭和13年）	鹿島村・長崎村が合併し、谷原村が発足
1954年（昭和29年）	三島村・谷井田村・豊村・小張村が合併し、伊奈村が発足
1955年（昭和30年）	久賀村の一部が伊奈村に編入
1955年（昭和30年）	谷原村・十和村・福岡村・北相馬郡小絹村が合併し、谷和原村が発足
1955年（昭和30年）	板橋村が伊奈村に編入
1985年（昭和60年）	伊奈村が町制施行し伊奈町となる
2005年（平成17年）	伊奈町・谷和原村合併協議会設置
2006年（平成18年）	伊奈町と谷和原村が合併し、つくばみらい市が発足
2016年（平成28年）	市制10周年

第3章 社会環境の変化

1 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は2020年時点で約1億2,600万人であり、2008年の約1億2,800万人をピークに減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には約1億1千万人、2053年には1億人を割り約9,900万人、2065年には約8,800万人になると推計されています。

出生数は、2020年時点で約84万人であり、減少傾向が続いています。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加の一途を辿っており、第二次ベビーブーム世代が高齢者となる2040年にはピークに達すると予想されています。

このような状況の中で地方公共団体では、人口減少や高齢化を見据えたまちづくりを行うことが求められています。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大とポストコロナ時代の到来

新型コロナウイルス感染症は、2020年1月に国内で初の感染者が確認されて以降、全国に感染が拡大し、今日まで多くの感染者・死亡者が確認されています。感染拡大を防止するためには、政府・地方公共団体・医療関係者・専門家・事業者を含む国民が一丸となり、予防に取り組む必要があります。それぞれの立場でできることの実践が進められています。

感染症の感染拡大は、人々の価値観や行動様式に大きな変化をもたらしました。仕事や日常生活においても、リアルからバーチャル、非対面・非接触への転換・併用が進み、新たな行動様式に対応できる社会インフラの構築が求められるようになり、デジタル技術の活用が進展しています。

地方公共団体では、複雑化・多様化する住民ニーズへの対応が求められています。また、地域活性化に向けた取組を進めていくとともに、予期せぬ事態にも柔軟に対応できる行財政運営が必要です。

3 国内経済の成熟と産業構造の変化

日本の実質GDP（国内総生産）成長率は過去10年間の平均が0.3%となっており、経済が成熟した段階にあると言えます。また、価値観の多様化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、これまでの需要と供給のバランスが変化し、産業構造の転換が加速しています。

地方においては人口減少や高齢化に伴い、消費の減少や労働力の不足などの地域経済の衰退が予想されます。企業・団体においては、地域経済の活力の維持・向上に向け労働力の確保だけでなく、生産性の向上も求められる中、その解決の手段としてIT技術を始めたデジタル化による産業の効率化が注目されています。

4 都市構造の変化

人口減少・少子高齢化の進行により、人口密度の低下が著しい地域では、公共交通や生活利便施設など生活に関連するサービスの維持が課題となっています。また、地方都市では、人口減少に伴い空き家が増加しており、防災・衛生面など生活環境の悪化、地域活力の衰退などをもたらすことが懸念されます。

このような状況の中、国においては、「都市再生特別措置法」や「地域公共交通活性化再生法」などの法改正により、日常生活を支える居住・医療・福祉・商業などの都市機能の立地適正化が進み、これらのまちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図るための仕組みや支援制度が創設されました。

今後の人口減少と人口構造の変化に適応したまちづくりには、都市機能の集約化・コンパクト化を検討するとともに、消費エネルギーの削減や資源の有効活用など、地域の質を総合的に高めることが求められています。

5 自然災害の頻発化と激甚化

近年、台風・ゲリラ豪雨などにより水害が頻発化・激甚化する傾向にあります。また、切迫する巨大地震や津波などへの対応も防災上の課題です。地域に住む住民の生命と財産を守るためには、平時から安全安心な国土・地域・経済社会の構築に取り組む必要があり、「強さ」と「しなやかさ」を備えた防災体制の構築に向けて、地域住民・事業者など様々な関係者との連携・協働が求められています。

また、災害発生時は、行政による公助が行き届くまでには時間を要する場合もあり、地域住民同士の自助・共助による初動対応が求められます。平時から自主防災組織を組織するなど、地域単位で防災力を向上させることの重要性が増しています。

6 地球環境や気候変動への関心の高まり

近年、集中豪雨や大型台風、熱波など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる異常気象が全国各地で発生しています。また、農作物への被害や土砂崩れ、洪水などの災害によるライフラインの損傷、物流などサプライチェーンの断絶など、国内の社会経済基盤に大きな影響を及ぼすとともに、気温の上昇による熱中症など人体への健康被害も深刻な問題となっています。

地球環境問題への関心は年々高まっており、地方公共団体においては、将来予想される気候変動による被害の回避・軽減を図るため、地域住民や事業者など多様な関係者と連携・協働し、一丸となって地球温暖化対策や脱炭素に取り組むことが求められています。

7 ライフスタイルや価値観の多様化

社会環境の変化に合わせて、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。誰もが住みたい地域で、暮らし方や働き方を自由に選択でき、互いの個性や人権を尊重し合い、認め合うことのできる環境が必要とされています。

近年では、地域自治に対する考え方の変化や単身世帯・共働き世帯等の増加により、町内会や自治会への加入率は減少傾向にあります。今後、ライフスタイルや価値観の多様化が進展するだけでなく、人口減少や少子高齢化、外国人人口の増加により、社会環境の更なる変化が予想されます。旧来型の地域のつながりだけでなく、新たな形での地域のつながりを模索することが求められています。

8 新たなテクノロジーの進展

デジタル技術の発展は、社会・経済に発展をもたらすだけでなく、市民生活の利便性の向上にも寄与しています。

デジタル技術が飛躍的な進歩を遂げている現在の社会では、求められるスキルも変化してきており、教育の分野ではICTを活用した教育の充実も求められています。また、Ma a Sや自動運転などの公共交通分野、スマート農業、VR（仮想現実）を活用した観光業、ドローンを活用した宅配サービス、オンラインによる遠隔診療や介護ロボットなどの医療・福祉分野など、デジタル技術を活用した社会インフラの再構築も進んでおり、様々な産業に新しい技術が取り入れられていくことが予想されます。

9 持続可能な行財政運営の推進

多様化・複合化する地域課題へ対応するため、基礎自治体である市町村の果たすべき役割が大きくなっています。また、人口減少による減収や高齢化に伴う扶助費の増加など、地方公共団体を取り巻く財政状況は厳しさを増しています。

今後も安定的で持続可能な行政サービスを提供するためには、AIやRPAなどの新たな技術を積極的に活用したスマート自治体の推進や周辺の地方公共団体と広域連携を行うなど、効率性を高めていくことが求められています。さらに、行政だけではなく、NPOや地域企業、地域コミュニティ組織など、多種多様な主体が継続的にまちづくりに関わるための仕組みづくりや活動支援などを行うことで、公共の担い手を増やし、持続可能な行財政運営を行える体制づくりを推進していくことが必要とされています。

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

『まちづくり』とは、道路や公園、建物の整備に関する内容だけでなく、社会・経済・文化・環境など、生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた暮らしを創っていく過程をいいます。ここでは、そのプロセスを支えるための基本的な考えと将来の方向性を表しました。

1 まちづくりの基本理念

本市は、自然に恵まれた環境の中で、豊かな暮らしのある住環境を大切に守ってきました。

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市においては新しい市街地の開発とともに人口は増加し成長を続けていますが、長期的に見ると人口減少は避けられず、低成長でも持続できるまちづくりを進めていく必要があります。

また、人々の価値観は、量より質、物より心の豊かさを重視する方向へと変化し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が求められています。

これからの新しい時代に向けて、市民誰もが本市で幸せに暮らすことのできるまちを実現するために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり

「より良い暮らし指標(Better Life Index:BLI)」(OECD(経済協力開発機構))によると、日本人の生活満足度は先進国の中では下位のランキングにあることが指摘されるなど、ライフスタイルが多様化・高度化する中で、質的・精神的な充足が求められています。本市においても市民一人ひとりが幸せを感じられる質の高いまちづくりを進めます。

持続可能なまちづくり

人口減少・少子高齢化の時代が現実のものとなる中、主役である市民がライフスタイルに応じて安全で快適に働き、生活し、楽しみ、学ぶことができる豊かな社会が継続できるよう努力していくことが求められています。

地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤を充実させていきながら、社会・経済・環境の面から持続可能を前提としたまちづくりを進めます。

個性豊かなまちづくり

地域間競争や都市間競争などが言われている時代の中で、個性を持ったまちとして価値を高めていくことが必要になります。本市が持つ様々な魅力を生かした個性豊かなまちづくりを進めます。

2 将来像

本市は、都心から 40 km圏に位置する首都近郊のまちとして、この豊かな自然環境を大切にしながら、市民生活の利便性を高める様々な施策を展開してきました。2006 年(平成 18 年)3月に「つくばみらい市」が誕生してから、全国の中でもトップクラスの人口増加率を誇る成長力の高い自治体として注目されるなど、これまで取り組んできたまちづくりの成果が目に見えて表れてくるようになりました。

これは、行政だけでは成し遂げられず、市民の人たちの努力と協力があったからこそ成し得た成果です。このまちは、まだまだ大人になり切れていない成長過程の段階にあります。これからも、市民や様々な団体の方々と協力しながら、夢や目的を共有し、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる“元気”なまちづくりを目指します。

しあわせと笑顔あふれる

みどりがつなぐ“みらい”都市



第2章 まちづくりの将来指標

将来像を実現していくための指標として、目標年次における将来の人口の目標値と市民の幸福の度合いを指標化したみらい指標を設定しました。

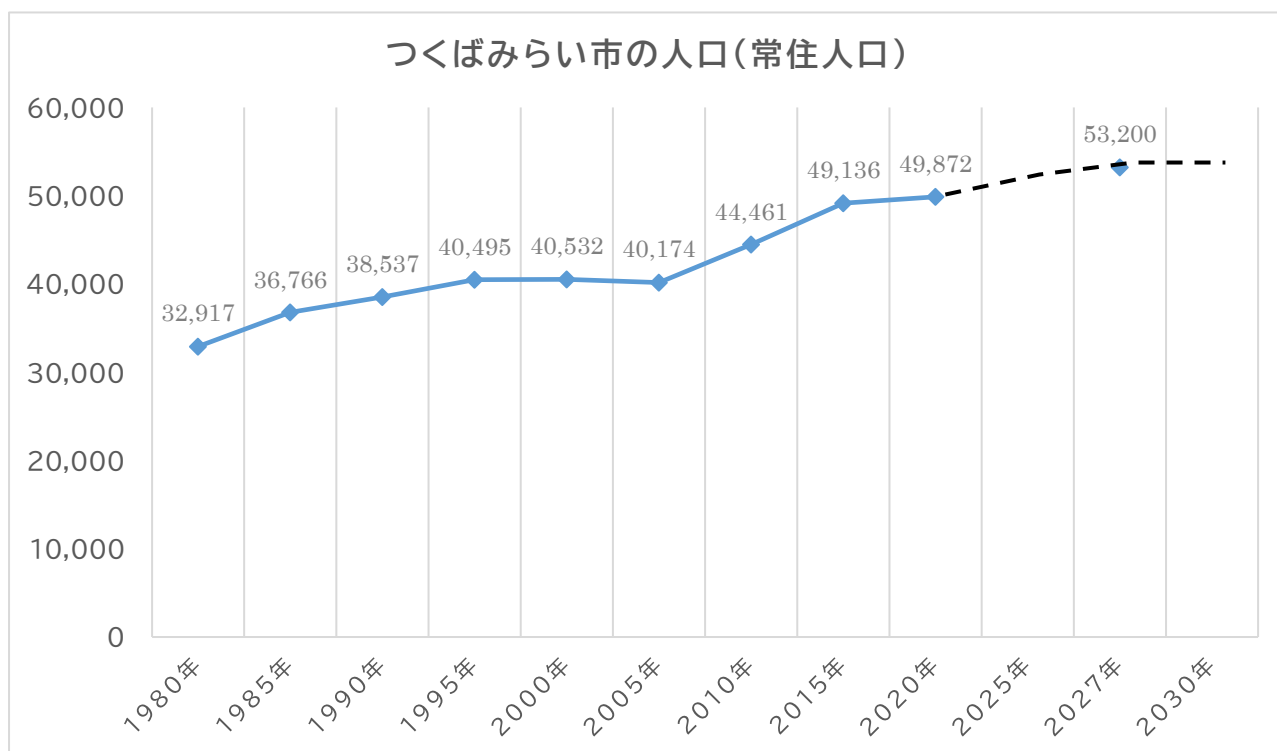
1 まちづくりの規模(人口指標)

我が国の人口は、出生率の低下を背景として、2008年(平成20年)以降減少傾向にあり、今後も減少が進むと見込まれています。そのような中、本市においては、2005年(平成17年)にみらい平のまち開きが行われて以降、住宅開発などによって人口は大きく増加しています。2020年(令和2年)には49,872人となるなど、2005年(平成17年)以降の15年間で見ても約20%増となる10,000人近い人口増加を示しています。

今後も、人口増加の好循環をさらに質の高いものとしながら、時代にふさわしいまちの姿を見定め、まちづくりの大きなエネルギーを継続的に生み出していくことが重要です。

そして、市民生活の利便性の向上や就業の場の創出を図りながら、本総合計画の最終年度である2027年(令和9年)には人口53,200人を目指して、まちづくりのデザインに基づく施策を展開してまいります。

2027年における人口の目標値:53,200人



2 まちづくりの質(みらい指標)

本市は、首都近郊にあって都心部にはない豊かな自然環境と調和した居住環境があることが魅力となっているまちです。このようなまちとしての魅力を生かしながら、市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていくためには、市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、本計画においては、アンケート調査により指標化した4つの項目のレベルを確認しながら、基本計画における個別分野の目標値の達成に向けて着実に取り組み、日々の暮らしの中での市民一人ひとりの幸福感が高まるまちづくりを進めていくものとします。

まちづくりの質(みらい指標)の目標

本総合計画においては、「市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり」の進み具合を把握するため市民へのアンケート調査を行い、次の4つの項目のレベルにより成果を確認し、各項目の数値を向上させることで、将来(みらい)に向けて持続的に発展する質の高いまちづくりを推進します。

① 幸福度

ライフステージや生活全般において市民が「幸せを感じられているか」を確認することで、市民一人ひとりの幸福実感が向上することを目指します。

② 愛着度

「I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.」のスローガンのもとで進めるシティプロモーションと「個性豊かなまちづくり」により、市民の地元への愛着が高まることを目指します。

③ 定住意向

地域で生まれ育った方、新しく移住してきた方、それぞれがこれからも「つくばみらい市に住み続けたいと感じているか」を確認することで、「持続可能なまちづくり」を目指します。

④ 施策満足度

基本計画に示した「25の施策」に対する満足度を確認し、それぞれの施策に対する市民の評価を把握することで、市民ニーズに沿った施策の展開を目指します。

第3章 まちづくりのデザイン

市民の暮らしを豊かにするまちづくりのデザインを「ランドデザイン」「ライフデザイン」「ソーシャルデザイン」の3つの柱で示します。

1 グランドデザイン(土地利用構想)

(1) グランドデザインを進めていく上での考え方(テーマ)

本市では、2005年(平成17年)にみらい平のまち開きが行われて以降、都心へのアクセスが飛躍的に良くなったことを背景として、つくばエクスプレス沿線の発展とともに都市機能の充実が図られてきました。今後は、これらの都市機能のさらなる充実を図るだけでなく、個性的な地域資源(水・緑・文化・産業等)との連携など、いかに効果的に活用していくか、機能性をどのように高めていくかが重要となります。

そのため、下記のテーマを掲げながら、個性と魅力を高める「地域(面)」の形成を図るとともに、活力あるまちを創り豊かな暮らしを彩る「拠点(点)」の配置、都市構造を支える「ネットワーク(軸)」の配置によるまちづくりを展開し、まち全体としての総合力の強化を図っていきます。

また、子育て世代を中心とした新たな賑わいを市内全域に広げるため、既存地域の丘陵部などへの住宅エリア拡大を検討いたします。

テーマ	都市は施設の充足から質的拡充へ… 豊かに暮らし続けられる市民の舞台づくり
-----	---

(2) グランドデザインの配置

①個性と魅力を高める「地域(面)」の形成

- a. 都市的利用地域 : 住宅地をはじめ工業・商業機能など様々な都市機能を担う市街化区域
- b. 集落・緑地環境地域 : 平地林や畑地、集落などが点在する丘陵地
- c. 集落・田園環境地域 : 小貝川と西谷田川沿いの低地部一帯の地域
- d. 環境保全地域 : 小貝川・鬼怒川・西谷田川沿いの河川緑地など

②活力あるまちを創り、豊かな暮らしを彩る「拠点(点)」の配置

- a. 都市交流拠点 : みらい平駅周辺の市街地
- b. 地域交流拠点 : 小絹駅周辺の市街地
- c. 地域生活拠点 : 谷井田地区や伊奈東地区の市街地
- d. 複合産業拠点 : 地域特性に応じた工業や商業等が集積するエリア
- e. ふれあいサービス拠点 : 行政サービスの提供や、市民同士の交流を促進する拠点

③都市構造を支える「ネットワーク(軸)」の配置

- a. 幹線道路ネットワーク : 本市と他の地域を結ぶ広域幹線道路や市内を連絡する地域幹線道路
- b. 公共交通ネットワーク : 鉄道やバス、タクシーなど地域全体における公共交通網

土地利用構想図

圏央道、(仮称)つくばスマートインターチェンジ
軸追加

国道 354 号
線形変更

福岡工業団地
拡大

みらい平市民センター
拠点追加

野田牛久線
供用箇所時点修正

きらくやま、
総合運動公園
拠点種別変更

取手つくば線
供用箇所時点修正

城山運動公園、
複合産業拠点(みらい平)
削除

(仮称)つくばみらい
スマートインターチェンジ
及び周辺区域
拠点追加

守谷小絹線
供用箇所時点修正

伊奈庁舎、谷和原庁舎
拠点種別変更



断面イメージ

凡例

行政区域境界	自動車専用道路	国道	市道・都市計画道路 (.....は計画路線を表す) (.....は構想路線を表す)
鉄道	河川	県道・都市計画道路	
都市的利用地域	環境保全地域	都市交流拠点	複合産業拠点
集落・緑地環境地域	近隣自治体市街地	地域交流拠点	スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点
集落・田園環境地域		地域生活拠点	行政拠点

2 ライフデザイン(暮らしづくり構想)

(1)ライフデザインを進めていく上での考え方(テーマ)

市民がそれぞれのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを享受するためには、これまでの行政任せでは充実したきめ細かなサービスは望めません。

これからの市民の福祉・医療といった安心な暮らしや、一人ひとりの子どもに応じた教育、リモートワークやデジタル化の推進には、自治体(公共機関)・コミュニティ(地域社会)・非営利の組織(新しい公共、近隣の大学等)・市場(民間企業)が役割分担し、連携・協力をしていく必要があります。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民の暮らしを豊かにするまちづくりを進めます。

テーマ	市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現
-----	------------------------------

(2)ライフデザインの方向性

①公共運営のパラダイムシフト(多様な主体の連携によるサービスの最適化へ)

新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会課題や市民ニーズは多様化・複雑化しています。これからの公共運営は、行政がすべてを担うということではなく、社会の変化に合わせた見直しが必要となります。そのためには、行政がこれまで有してきた考え方やシステムのみには頼るのではなく、民間企業やNPO等との連携や行政のデジタル化を始めとした新たな発想や考え方の転換が必要であるといえます。

市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現のために、公共＝行政という発想を転換し、市が提供している公共サービスをコスト・スピード・質など様々な点から検証し、産官学連携によるサービスの最適化などを検討し、より良いサービスの形を目指していきます。

②民間の経済の力を活用した新たな公共運営の仕組みの構築

今の行政サービスのシステムは、現代の複雑化するニーズや高度化する社会サービスの状況に合わなくなりつつあります。税金に頼る行政サービスのモデルは、今後の低成長社会の中においてはサービスの質の担保が難しい状況にあることから、これらのシステムの再構築が求められています。

そのため、税財源に頼ることなく、民間の経営感覚を活かし、市民サービスが一層向上するよう民間活力を導入するなど、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、地域の経済成長を促す手法を展開していくことを主眼に、新たな公共運営の仕組みの構築を進めます。

③権限を移譲する“任せる”行政システムへの転換

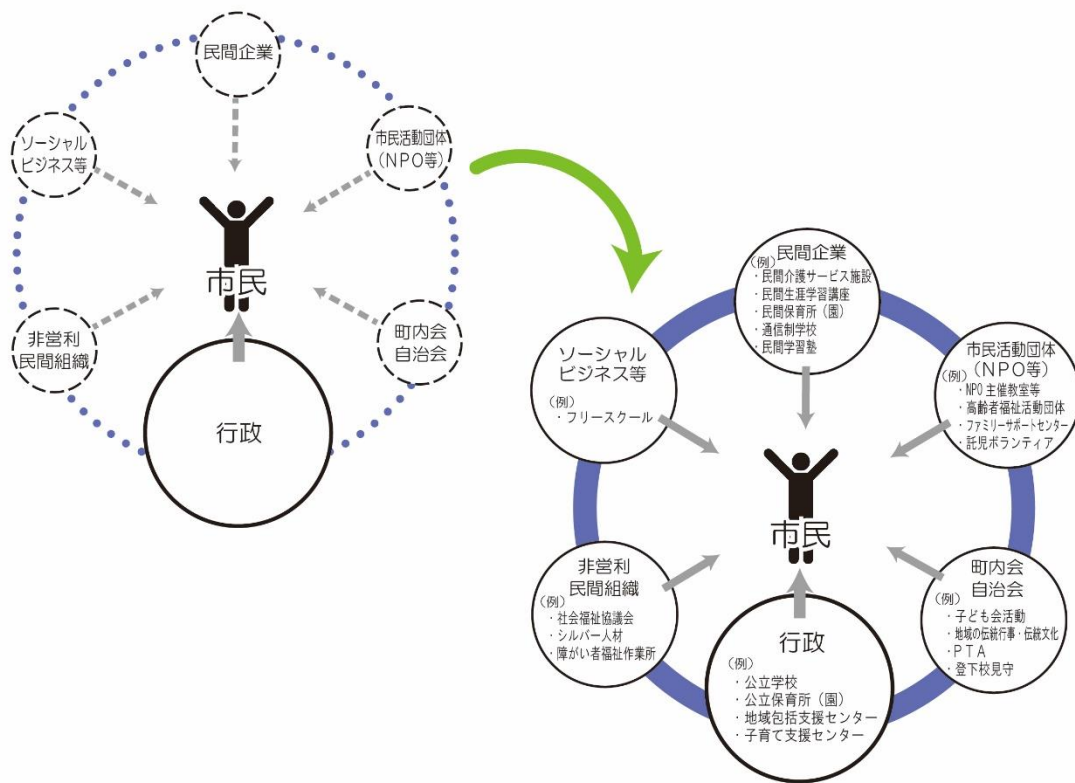
近年、地方分権改革や地域主権改革などに代表されるように、国と地方の関係においても基礎自治体への権限移譲の流れが進んできています。「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」との観点から進められているものですが、さらに市民の細かなニーズに対応していくためには、行政が担ってきた権限を、身近な地域で活動している団体や組織、多様なニーズに応えることのできる民間事業者など地域や民間へと移譲し、“任せる”行政システムへの転換を図ります。

④新たなアイデアを生み出す“場”や“機会”の提供

行政だけでは解決できない課題も、市民・民間企業・近隣の大学・非営利の組織等の団体など、本市で活躍する様々な主体のそれぞれの特性を生かしながら共創することで、創造性が高まる魅力的な都市を目指すことができます。また、近年急速に発展したオンライン会議等のデジタル技術を積極的に活用することも、様々な主体の参画のしやすさの追い風となります。

市民の様々な「やりたい活動」を「実行」に変えていくためには、民間事業者や市民団体などが協力し合い、オープンデータなどを使って地域の課題を解決する新たなイノベーションを生み出す場を構築するなど、行政によるコーディネート力を高め、連携・協力していく輪の拡大を図っていくための“場”や“機会”の提供を進めていきます。

■市民のライフスタイルを支える様々な主体のイメージ



3 ソーシャルデザイン(地域社会づくり構想)

(1)ソーシャルデザインを進めていく上での考え方(テーマ)

人々のライフスタイルが多種多様となってきた現在、これまでの自治会や子ども会、青年会といった地縁型コミュニティだけではなく、趣味や共通の目的を持った人々の集まりであるテーマ型コミュニティの形成も活発になっています。

身近な地域の課題や問題を解決するには、地域住民の連携・協力が必要です。今後は、地域に密着した地縁型コミュニティと広域なつながりを持つテーマ型コミュニティが相互に協力・補完し合い、新しい地域社会を育む体制を創ることが必要となります。

一方で、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地縁型コミュニティやテーマ型コミュニティのあり方の見直しや持続可能なコミュニティの形成に向けて再検討を行うことが求められています。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民と共有しながら新たな地域社会像の具現化に取り組みます。

テーマ	市民が主体的に参加する新たな地域社会づくり
-----	-----------------------

(2)ソーシャルデザインの方向性

①地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携

一般的に地域社会においては、より良い地域づくりに向け重要な役割を担っている自治会などの地縁型コミュニティと、特定の課題に対し、専門性や機動性などを持って活動する市民活動団体であり、テーマ型コミュニティとも呼ばれる団体があるとされています。

成長期のみらい平地区と成熟期を迎える既存地区とでは、コミュニティ形成の熟度も違いがあり、前者はテーマ的に活動するケースが多く、後者は地縁的つながりによる活動が多いのが特徴です。しかし、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティとでは、その活動範囲や特性に違いはあるものの、共により良い地域づくりに向け課題や問題の解決に自主的に取り組んでおり、お互いの活動の中での思いや目的を共有できる部分・重なる部分が比較的多く見られます。

今後は地縁型活動(縦系)とテーマ型活動(横系)の特性を生かしながら、より豊かな市民社会を織りなしていくことが重要です。そのため、活動の目的や思いを共有できる団体同士が協力し、それぞれの強みとノウハウを生かせる環境をつくります。

②地縁型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

地縁型コミュニティは、一定の地域の中で生まれ育ったり、移り住んだ人たちの集まりであったりしますが、基本的には地域など住む場所に規定された共同体ともいえます。一般的には行政区や自治会など、最も身近な共同体として、慣習的に助け合いと一定の決まりの下で地域社会を運営しているのが特徴です。しかしながら、地縁型コミュニティは、一定の地域に規定された共同体でもあるので、活動の固定化による活力の停滞が心配されるほか、人口減少や高齢化等により活動自体が縮小する懸念があります。

そのため、地縁型コミュニティ同士の交流や合同による取組の拡大、さらに女性や若者、子どもたちのアイデアなど新しい発想や企画力による活動の活性化を図りながら、一般的に地域の中で縦型の序列で活動されがちな風土から、横型のフラットな関係での活動も許容する風土づくりにも留意し、これまでのしきたりに囚われない新しいカタチの地縁型コミュニティの構築に努めます。

③テーマ型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

テーマ型コミュニティは、特定の地域課題に関心のある住民などが自発的に組織して活動する団体であり、NPOやボランティア・グループなど、一般的には公益的な目標を持つ団体を指します。一定のテーマに賛同した有志の集まりであり、専門的な知識や経験を持ち、向上心も高いのが特徴です。社会を良くしようと、それぞれの理念と目標を持って結成されたテーマ型コミュニティにおいては、行政の手が行き届かなかった分野においても効果を発揮していることが多く、行政主導ではない「自発的」「主体的」な活動をさらに引き伸ばしていく視点が重要となります。

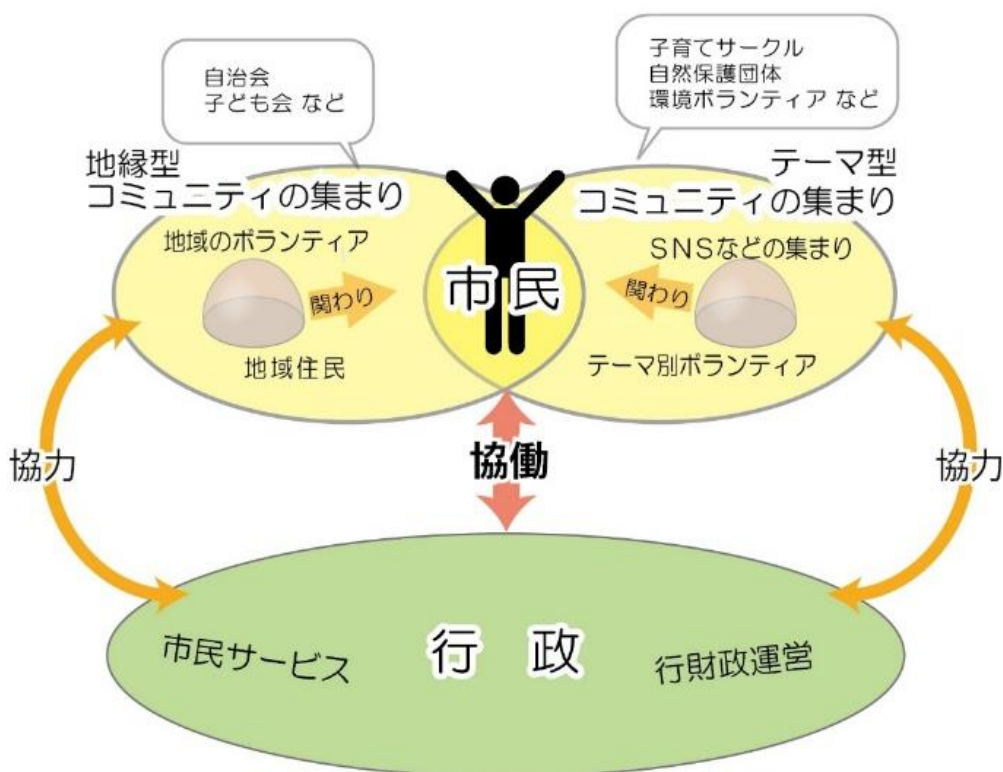
そのため、行政のみならず、市民や地域、事業者等が、その役割を理解し、物心両面において活動を支援していきながら、行政側においても、これらの活動組織が持つ課題などを共有し、一緒に取り組んでいく体制づくりを進めます。

④本市の特色を活かしたコミュニティの形成

2005年(平成17年)につくばエクスプレスが開業して以来、本市は人口が増加傾向にあります。また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、リモートワークが浸透したことで、より良い住環境を求めて本市に移住・定住する市民も増加している状況と思われます。そのため、コミュニティに対する考え方や必要性も多様です。

これからは、居住地区や居住年数に関わらず、双方が互いの思いや考え方を理解し、尊重することが地域コミュニティ形成の第一歩と考えます。また、デジタル技術等を活用した新しい形のコミュニティのあり方も検討していくことが大切です。さらに、コミュニティ同士の交流など、地区を越えたつながりを創出することが市全体の活性化につながります。

■市民が主体的に参加する地域社会のイメージ



第4章 まちづくりの基本目標

本市の「まちの将来像」を実現していくために、3つのまちづくりの目標を掲げ、その目標を達成するための施策の方向性を示します。

1 市民目線に立った質の高いまちを創る

これまでの「便利な施設がある」というハード自体の「モノ」を充実していくまちづくりから、「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していくまちづくりへと転換を図り、地域の暮らしに適した市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていく都市を目指します。また、利便性の高い都市部と豊かな自然に囲まれた農村部の両方の魅力を生かしたまちづくりを目指します。



基本計画 第1章

2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民一人ひとりの暮らしを大切にされた地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤の充実を目指します。また、安心な暮らしに向けた社会インフラとしてニーズが高い福祉や医療の分野、一人ひとりにきめ細やかな対応が求められる学校教育の分野、市民ニーズに即したメニューが求められる生涯学習の分野など市民のライフスタイルを下支えする役割を持つ政策や施策については、行政サービスの適正さに配慮し、市民ニーズを意識した展開を目指します。



基本計画 第2章

3 連携や協力によって支え合う社会を創る

これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換する仕組みを整備し、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営を目指します。また、転入住民と在来住民の相互理解の下に自治会等の地縁的な活動組織やNPOなど市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働関係の構築を目指します。



基本計画 第3章

基本計画

施策体系

基本目標(章)		政策名(節)	
1	市民目線に立った 質の高いまちを創る	1	産業振興
		2	土地利用
		3	生活インフラ
		4	住環境
2	市民が豊かな暮らしが 描ける場を創る	1	子育て・教育
		2	生涯学習・スポーツ
		3	健康・医療・福祉
3	連携や協力によって 支え合う社会を創る	1	地域コミュニティ・人権
		2	行財政・広報広聴

つくばみらい市が大切にしていること

つくばみらい市が大切にしていること			
みらいにつながる 好循環なまち	ど真ん中に 市民がいるまち	あれも、これも 本気の子育てのまち	人に、社会に やさしいまち

政策	施策名		施策分野
1	1	持続可能な農業の推進	農業
	2	持続可能な商工業の推進	商工業
	3	新たな活力となる産業の創出と雇用の促進	企業誘致・雇用創出
2	4	計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成	土地利用・都市計画
	5	みどり豊かで暮らしやすいまちの実現	自然環境・公園・河川
3	6	快適で利便性の高い道路・交通網づくりの推進	道路・公共交通
	7	安全で安心な上下水道の整備と運営	上下水道
	8	災害に強いまちの実現	消防・防災
	9	防犯対策・交通安全対策の充実	防犯・交通安全
4	10	安全・安心で快適な生活環境・住環境の整備	生活環境・住環境
	11	循環型社会の形成	環境対策
1	12	子育て支援の充実	子育て(幼児教育含む)
	13	学校教育の充実	学校教育
	14	青少年健全育成の推進	青少年健全育成
2	15	歴史・文化の保護と生涯学習の推進	生涯学習・歴史・文化・観光
	16	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ
3	17	健康づくりの推進	健康・医療
	18	高齢者福祉の充実	高齢者福祉
	19	障がい者福祉の充実	障がい者福祉
	20	地域福祉と社会保障の充実	地域福祉・社会保障
1	21	地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進	地域コミュニティ
	22	多様性を尊重した社会の実現	人権・共生社会
	23	男女共同参画の推進	男女共同参画
2	24	持続可能な行財政運営の推進	行財政運営・職員育成
	25	魅力的で親しみやすい広報・広聴の推進	広報・広聴・シティプロモーション

もっとみらいへ 新しいみらいへ

人がにぎわいを作り まちが潤い 新たなチャレンジが人をよぶ みらいにつながる好循環なまち

市民ニーズに応える事業により、市民満足度や市の魅力が向上し、更なる人を呼び込む、好循環なスパイラルを形成するまちを目指します。

- ・ 居住地域の確保を推進し、均衡のとれたにぎわいのあるまち
- ・ 工業団地やスマートインターチェンジ周辺の開発と地域特性の活用により、人が集まる魅力あふれるまち
- ・ 主力産業である農業の支援を充実させ、農業に携わる方が夢と希望を持てるまち
- ・ 市の PR やふるさと納税等により財源確保を推進する「稼ぐつくばみらい市」

市民目線・地域目線で地域の特性を生かしたスピード感 ど真ん中に市民がいるまち

国が全国一律で決めた政策を横並びで実施するのではなく、市民に本当に必要なことをスピード感をもって実行し、他自治体にも発信できる「つくばみらい発」の事業を展開することで、何事にも市民をど真ん中に置いたまちづくりを行います。

- ・ 市民・各種団体・地域の隅々まで意見を伺い、市民が求めるもの、必要としていることを施策に取り入れるまち
- ・ 地域コミュニティ創出を支援し、市民・行政が一体となって課題や問題点を解決する、市民協働のまち
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策などの喫緊の課題には、市独自の施策で市民のニーズに対応する、スピード感のあるまち

昨日よりもっと進んだ新しい今日へ、そして新しい明日へ、
「新しいみらい」「もっとみらい」に繋がるつくばみらい市に向けて
まちづくりを進めます。

子育て・子育てを応援 学びを応援そして寄り添う支援 あれも、これも本気の子育てのまち

妊娠から出産、子育てまでの切れ目のないサポート体制を拡充し、まちに
人を呼び込み、子育て世代を中心とした、賑わいのある好循環なまちづくり
を行います。

- ・ 子どもたちが自ら考え成長する力を育む「子育て」ができるまち
- ・ 必要な人材・財源が教育・保育の現場に充実し、子どもたちが、安心して学び・成長できる環境が整ったまち
- ・ 次代を担う子どもたちが活躍の幅を広げられる教育環境があるまち
- ・ 地域の実情に応じた教育施設が適正に配置されたまち

すべての人が社会で支え合うやさしさあふれる 人に、社会にやさしいまち

市民、民間事業者や各種団体などが持つノウハウや技術、サービス等を行政運営に積極的に取り入れ、すべての人が一体となり、ALL FOR ALLで、人に、社会にやさしいまちを築きます。

- ・ 地域や企業と行政の強い連携・協力体制により、地域全体で防災・防犯対策に取り組むまち
- ・ 持続可能で誰もが利用しやすい地域公共交通があるまち
- ・ 「ゼロカーボンシティ共同宣言」に基づき、新たな地域エネルギーの創出、SDGsを実行するまち
- ・ デジタル化や行財政改革の推進と制度利用の支援を並行して実施する、行政サービスの利便性が高いまち

施策の見方

施策が目指す姿

第2次つくばみらい市総合計画後期基本計画において施策が目指す姿を示しています。

1. 持続可能な農業の推進

■ 施策が目指す姿

農業環境の充実を図り、地域の特性を活かした魅力ある農業のまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	新規就農者数(年)	4人	8人
2	若手農業者による市内産農産物販売会開催数(年)	11回	12回
3	担い手への農地集積率(累計)	45.0%	66.0%
4	農道の舗装整備率(累計)	24.9%	33.0%
5	農機シェアリング登録者数(累計)	18人	36人

■ 現状と課題

全国的な農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著化する中で、本市では露地栽培を中心に就農相談件数が増加しています。就農者が増やそうべく、農業体験が出来る環境整備を進めるとともに、新規就農のハードルが高い水稲・ハウス栽培への新規参入につながるサポートの充実が求められています。

また、農業事業者の所得向上に向けて、経営規模の拡大が求められていますが、作業効率の悪い農地は借り手が見つからずに耕作放棄地となるケースが多く、農道や圃場環境整備を含めた支援が求められています。

仮

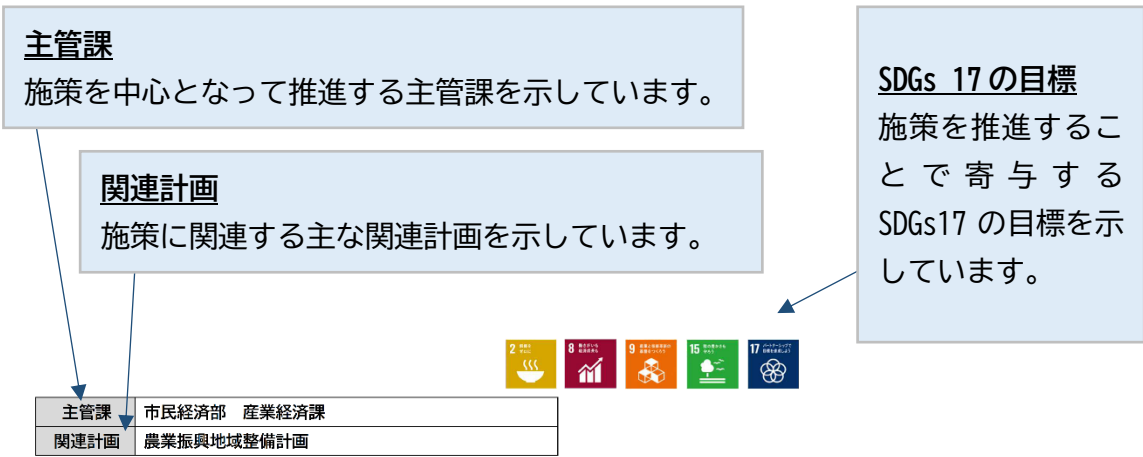
【写真・グラフなど】

目標指標

後期基本計画における施策の成果を明確にするための指標を示しています。

現状と課題

施策を取り巻く社会的状況や本市における現状と、今後取り組むべき課題を示しています。



■ 取組方針

持続可能な農業支援体制の構築	スマート農業の推進、農産物の付加価値向上及び農業経営の活性化などを支援するための体制を整備し、農業の収益性を高めることで、次世代につながる農業を目指します。
継続的な農業生産基盤整備の実施	農作業の効率化などを目的とし、耕作条件の改善を図るため、生産者及び地域による農業生産基盤の整備や保全、農地の集積や集約化を促進します。
農業を体験できる機会の提供	都市農村交流や農業体験事業などを通して、子どもから大人まで農業に興味関心を抱けるような機会を提供します。
新規就農支援体制の構築	民間企業や市内農業者などと連携して、就農相談、農地確保、農業機械の支援、技術研修などの継続した支援体制を構築することで新規就農を支援します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 農地を適切に管理します。
- ・ 農村環境保全の取り組みに協力します。

取組方針
「施策が目指す姿」の実現に向けた主な取組を示しています。より具体的な取組内容は実施計画や個別計画等に整理しています。

わたしたち市民にできること
市民、事業者、団体等がまちづくりを「自分ごと」として捉えることができるよう、自助・共助の視点から自発的に取り組むことができる項目を記載しています。

1. 持続可能な農業の推進

■ 施策が目指す姿

農業環境の充実を図り、地域の特性を生かした魅力ある農業のまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	新規就農者数 (年)	4 人	8 人
2	若手農業者による市内産農産物販売会開催数 (年)	11 回	12 回
3	担い手への農地集積率	45.0%	66.0%
4	農道の舗装整備率	24.9%	33.0%
5	農機シェアリング登録者数 (累計)	18 人	36 人

■ 現状と課題

全国的な農業従事者の高齢化や後継者不足が顕在化する中で、本市では露地栽培を中心に就農相談件数が増加しています。就農者を増やすべく、農業体験が出来る環境整備を進めるとともに、新規就農のハードルが高い水稻・ハウス栽培への新規参入につながるサポートの充実が求められています。

また、農業従事者の所得向上に向けて、経営規模の拡大が求められていますが、作業効率の悪い農地は借り手が見つからずに耕作放棄地となるケースが多く、農道や圃場環境整備を含めた支援が求められています。

【写真・グラフなど】



主管課	市民経済部 産業経済課
関連計画	農業振興地域整備計画

■ 取組方針

持続可能な農業支援体制の構築
スマート農業の推進、農産物の付加価値向上及び農業経営の活性化などを支援するための体制を整備し、農業の収益性を高めることで、次世代につながる農業を目指します。
継続的な農業生産基盤整備の実施
農作業の効率化などを目的として耕作条件の改善を図るため、生産者及び地域による農業生産基盤の整備や保全、農地の集積や集約化を促進します。
農業を体験できる機会の提供
都市農村交流や農業体験事業などを通して、子どもから大人まで農業に興味関心を抱けるような機会を提供します。
新規就農支援体制の構築
民間企業や市内農業者などと連携して、就農相談、農地確保、農業機械の支援、技術研修などの継続した支援体制を構築することで新規就農を支援します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 農地を適切に管理します。
- ・ 農村環境保全の取組に協力します。

2. 持続可能な商工業の推進

■ 施策が目指す姿

持続可能な経営が確立し、経済活動が活性化した賑わいのあるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	商工会による相談指導件数 (年)	930 件	950 件
2	伴走型小規模事業者支援推進事業関係補助金採択件数 (年)	16 件	24 件
3	融資あっせん審査会申請件数 (年)	21 件	24 件
4	事業承継診断件数 (年)	8 件	10 件
5	商工会員数	800 会員	820 会員

■ 現状と課題

経営者の高齢化や後継者不足が顕在化する中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業継続が困難になる事業者が増加傾向にあり、相談窓口の充実や後継者の育成などの支援が求められています。

一方で、インターネット販売を始めとした販売経路の多様化、スマートインターチェンジの開通及び周辺開発により新しい需要が生まれることも期待されます。デジタル化や新技術・新商品の開発、販路拡大等を支援することで、経営基盤の強化を推進するとともに、前向きな事業者の成長や若手創業者の活躍を後押ししながら、商工業の振興を図っていく必要があります。

【写真・グラフなど】



主管課	市民経済部 産業経済課
関連計画	経営発達支援計画 事業継続力強化支援計画

■ 取組方針

商工会との連携による支援の実施	
	商工関係団体と連携し、補助金などの活用や経営力の強化を支援することで、商工業の活性化を図ります。
金融事業者との連携による支援の実施	
	自治金融制度のあっせんなど金融事業者等と連携し、市内の企業の経営の安定化をサポートします。
事業継承支援の実施	
	事業主の高齢化や後継者不足による廃業を回避するため、商工会や茨城県よろず支援拠点と連携し既存商店の事業継続を支援します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 市内の飲食店や商店を積極的に利用します。
- ・ 地産地消を意識して、市内の農産物や特産品を購入します。

3. 新たな活力となる産業の創出と雇用の促進

■ 施策が目指す姿

様々な企業の立地や起業者の増加により、雇用が充実した賑わいや活気のあるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	立地企業数(福岡工業団地第2期地区、スマートインターチェンジ周辺地区、歴史公園周辺地区)	0社	8社
2	事業所数(製造業)	138社	146社
3	企業立地優遇制度の対象となった企業に勤める市内在住の新規雇用者数(非正規雇用含む) ※総合戦略と同様、R2からの累計	105人	400人
4	創業セミナーの参加者数(年)	6人	10人

■ 現状と課題

全国的には、第3次産業への就業者数が総就業者数の6割以上を占めるなか、本市には、工業・商業の事業所数が少なく、第3次産業に従事する市民の多くが市外で就労しています。こうした状況への対策として、本市では、都心から40km圏に位置するという地理的優位性や常磐自動車道谷和原インターチェンジやつくばエクスプレスといった交通利便性を生かした積極的な企業誘致活動を行っており、物流倉庫や工場など、多様な業種の企業が徐々に増加しております。今後も、スマートインターチェンジ周辺や新たな工業団地の開発などを推進し、更なる地域経済の活性化、雇用創出・確保を図ることが求められています。

一方で、全国的に企業と求職者のミスマッチ等が課題となっています。企業等と連携して、労働力の確保や雇用機会の創出を進めるとともに、市の未来を担う若者や働く意欲のある方の就業をサポートするなど、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けた取り組みが求められます。

【写真・グラフなど】



主管課	都市建設部 プロジェクト推進課
関連計画	茨城県南部地域基本計画 創業支援等事業計画

■ 取組方針

企業誘致の促進
福岡工業団地第2期地区、スマートインターチェンジ周辺地区、歴史公園周辺地区を中心に、それぞれの特性に応じた企業誘致を推進し、雇用の促進やまちの活性化につなげていきます。
商業施設の誘致
スマートインターチェンジの開通と合わせて周辺地域への商業施設誘致を積極的に推進し、商業を含む新たな複合産業拠点を形成することによって、県内上位の水準を目標に商業施設の充実を図ります。
創業者等への支援の推進
創業・起業を希望している方を対象に、関係団体と連携し創業支援を実施します。また、店舗を構えない形など、新しい形での小規模事業の創業の支援を行います。
就労機会の拡大と雇用の安定
ハローワークや関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保に努めます。また、労働者が安全に安心して働けるよう関係機関と連携のもと、労働環境向上に関する啓発に努めます。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 市内企業への就業について検討します。
- ・ 地域でまちの産業の活性化について考えます。

4. 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成

■ 施策が目指す姿

計画的な土地利用の推進により、魅力ある拠点を中心に都市と自然が調和したまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	市街化区域内の宅地の土地利用率	56.8%	65.2%
2	市街化区域内人口(4月1日現在)	30,674人	34,000人
3	地籍調査の調査完了率	13.6%	14.9%

■ 現状と課題

安心・快適な生活環境を実現するために、市全域で適正な都市機能及び健全な都市環境を確保し、利便性の高いコンパクトなまちづくり、景観に配慮した街並みや良好な居住環境の維持が求められています。

全国的に、人口減少や高齢化等を要因とする空き家、空き地が年々増加しています。空き家の老朽化による倒壊の危険性や地域の治安維持の観点から、家屋や土地の適切な管理、住み替え促進を図ることが大切です。本市においても、人口密度の低い地域で空き家、空き地の増加が顕在化しており、適切な維持管理が求められます。

一方で、みらい平地区では、計画的な土地利用の誘導等により、人口の社会的増加が続いています。今後も、スマートインターチェンジの開通及び周辺開発、福岡工業団地への企業立地に伴う雇用創出が見込まれるため、住宅需要の更なる増加が予想されます。

さらに、近年、頻発化・激甚化する傾向にある自然災害からの復旧・復興を見越した、適正かつ合理的な土地利用が求められています。

【写真・グラフなど】



主管課	都市建設部 都市計画課
関連計画	都市計画マスタープラン 立地適正化計画 等

■ 取組方針

計画的な土地利用の誘導
自然環境や防災・減災を考慮した計画的な土地の誘導（福岡工業団地、市街化区域や市街化調整区域の開発等）を行います。
スマートインターチェンジ周辺地域の開発
スマートインターチェンジ周辺の交通利便性を生かした計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点形成を図ります。
地籍調査の実施
地籍調査事業の計画的な実施により、境界等の実態を明らかにし、土地の適正な管理と利活用を推進します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 都市計画のワークショップなどに参加し、まちづくりに市民の声を届けます。
- ・ 地籍調査事業に協力します。

5. みどり豊かで暮らしやすいまちの実現

■ 施策が目指す姿

田園環境や水辺空間を未来に継承し、
人と自然が共生する、快適で暮らしやすいまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織数 (年)	22 組織	24 組織
2	市内一斉清掃への参加人数 (年)	—	12,200 人
3	公共施設里親制度への登録団体数	16 団体	22 団体
4	鬼怒川・小貝川クリーン大作戦におけるゴミの回収量 (年)	70.0kg (R4)	75.0kg

■ 現状と課題

快適で暮らしやすいまちを目指すため、豊かな水辺や樹林地、田園環境などの特色ある景観と、自然環境を維持保全する取組が求められています。

本市で実施している鬼怒川・小貝川クリーン大作戦は、行政と市民・団体・企業等が連携し、河川環境の保全に取り組んでいます。また、公園を始めとした公共施設の維持管理を市民との協働によって行う「公共施設里親制度」の推進により、環境美化や地域への愛着を醸成する質の高いまちづくりが期待されています。

一方で、将来にわたる災害時のリスクマネジメントの観点から、機能性と防災力を備えた河川整備が必要です。鬼怒川・小貝川沿いには、堤防整備と合わせて広域サイクリングロードの整備が進んでおり、水辺の環境に親しみながらサイクリングを楽しむことができます。

【写真・グラフなど】



主管課	都市建設部 都市計画課
関連計画	公園施設長寿命化計画 環境基本計画 等

■ 取組方針

公園整備と緑化の推進
身近な憩いの場として、子どもから高齢者までが気軽に憩える愛着の持てる公園と緑地の整備・維持管理を推進します。
農業農村環境保全活動の推進
豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい景観形成など、農業農村環境を将来にわたって保全管理する活動を支援します。
市民協働による環境保全の推進
公共施設里親制度やボランティア活動の重要性を周知し、河川美化・浄化等の環境に関する意識の醸成を図ることで、市民協働での環境保全を推進します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 環境美化活動に参加します。
- ・ 公共施設里親制度に加入し、清掃や維持活動などを行います。

6. 快適で利便性の高い道路・交通網づくりの推進

■ 施策が目指す姿

誰もが快適に利用できる道路や公共交通の充実した、利便性の高いまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	通学路交通安全プログラムの整備数 (年)	3箇所	2箇所
2	都市計画道路 東檜戸台線の整備率	81.6%	100.0%
3	都市計画道路 守谷小絹線の整備率	63.3%	93.8%
4	橋梁の維持補修数 (年)	2箇所	2箇所
5	スマートインターチェンジ(付帯工事含む)の整備率	38.5%	100.0%
6	コミュニティバスの利用者数 (年)	39,544人	55,000人

■ 現状と課題

全国各地で舗装道路や橋梁の老朽化が顕在化し、地震や大雨洪水などの自然災害の影響への対応が課題となっています。本市でも、計画的な整備・補修を実施し、子どもから高齢者まで安全に通行できる道路を維持管理する必要があります。

本市は、東京都心から40km圏に位置し、常磐自動車道谷和原インターチェンジを有する交通利便性の高い地域です。また、新たにスマートインターチェンジの整備が進んでおり、地理的優位性は更に向上する見込みです。

今後は、混雑緩和など、住民生活に配慮しながら、更なる生活利便性の向上に向けた取組を進める必要があります。

また、全国的に、移動ニーズの多様化や高齢化の進展により交通に不便さを感じる方が増加傾向にあります。本市で運行するコミュニティバスは、定期的に利用状況等を勘案し、本数やルートを見直すことで、市民の利便性の向上に努めています。

【写真・グラフなど】



主管課	都市建設部 建設課
関連計画	道路体系整備計画 地域公共交通計画 等

■ 取組方針

安全な生活道路の確保
市民が安全かつ快適に利用できる生活道路を確保し、適切な維持管理を実施します。また、橋梁点検を定期的に行い、計画的に修繕を実施します。
広域的な道路整備の推進
国や県、沿線自治体と連携し、広域幹線道路や拠点を結ぶ都市計画道路の整備を推進します。また、スマートインターチェンジの整備により、利便性の向上や物流の効率化を図ります。
公共交通サービスの充実、移動手段の確保
地域公共交通計画に基づき、鉄道や路線バス、コミュニティバス、デマンド乗合タクシー等の公共交通サービスの充実・移動手段の確保を図ります。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 道路の穴などに気が付いたらすぐ市役所に報告します。
- ・ バスなどの公共交通を利用します。

7. 安全で安心な上下水道の整備と運営

■ 施策が目指す姿

安全で安心な水を安定的に利用できる清潔で衛生的な暮らしを
“みらい”につなげるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	管路経年化率 (上水道)	8.2%	23.8%
2	上水道有収率	90.5%	96.8%
3	下水道整備面積 (累計)	737.5ha	749.5ha
4	汚水処理人口普及率	91.2%	92.3%

■ 現状と課題

全国的に、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進んでいる一方で、給水人口の減少などにより水の需要は減少傾向にあるため、水道事業の経営が厳しい状況になると予測されています。本市では、昭和40年以降急速に整備が進められた上水道の配水管が多く、今後、法定耐用年数(40年)を迎える管路が急速に増加するほか、上水道施設の老朽化が進む見込みです。

下水道施設の老朽化も顕在化しています。地震や大雨は頻発化・激甚化する傾向にあり、施設の改築などの災害対策の重要性はこれまで以上に高まっているため、計画的に進める必要があります。

施設の老朽化や人口減少による利用者の減少など、上下水道経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。安全安心な水循環環境、公衆衛生環境、災害に強い環境を維持するためには、経営戦略の見直し等による健全な上下水道経営が必要です。

【写真・グラフなど】



主管課	都市建設部 上下水道課
関連計画	水道ビジョン・水道事業経営戦略 公共下水道事業計画 等

■ 取組方針

上水道施設の適正な維持管理の実施
老朽化が進む水道施設について、漏水の発生頻度などを踏まえながら優先的に更新していくとともに、重要給水施設への管路耐震化など水道施設更新基本計画に基づき計画的に更新を実施します。
適切な水質管理の実施
水道法に基づき定期的な水質検査を行い、常に水質基準に適合しているか管理するとともに、配水管内洗浄等を実施します。
下水道の計画的な整備の実施
未整備地区の早期解消に向けて、下水道事業計画に基づく計画的な整備を実施します。
下水道施設の適正な維持管理の実施
安定した下水道機能を維持するため、地震対策や長寿命化対策を兼ねた、効果的な施設の更新工事を実施します。
上下水道事業の健全な運営の実施
上下水道事業について、将来にわたり持続可能な経営を確立するため、経営戦略に基づき健全な運営を推進します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 整備された下水道を利用します。
- ・ 宅地内の下水管を適切に管理します。

8. 災害に強いまちの実現

■ 施策が目指す姿

自然災害等に対する防災・減災の取組を推進し、
災害に強いまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	自主防災組織数	38 件	50 件
2	防災士資格取得者数 (累計)	106 名	131 名
3	消防団員定数充足率	84.4%	98.0%
4	耐震性貯水槽の数	403 基	413 基

■ 現状と課題

地球温暖化等の気候変動を一因として、近年、自然災害は頻発化・激甚化する傾向にあります。大規模災害発生時には、行政による「公助」の機能には限界があることから、市民の生命や財産を守るためには「自助・共助」の取組との連携が不可欠となっています。

防災力の高いまちの実現のためには、地域における「自助・共助」の意識を持った防災対策が促進されるとともに、物資の備蓄など防災基盤整備に加え、防災アプリの導入などデジタル技術を活用した市の危機管理能力が向上することが重要となります。

消防においては、消防水利などの施設を計画的に改修・整備するほか、消防団員の確保や設備の充実も必要です。

【写真・グラフなど】



主管課	総務部 防災課
関連計画	地域防災計画 国民保護計画 等

■ 取組方針

防災・減災基盤の充実
災害発生時の被害を最小限に抑え、市民の生命及び財産を守るため、地域防災計画に基づく災害の予防対策、防災体制の強化に取り組めます。
地域防災力の強化
防災訓練や出前講座などを通じて、防災知識や補助制度の普及を図るとともに、自主防災組織の結成を促進し、地域防災力の強化を図ります。
消防団活動の充実
消防団の体制・訓練内容及び設備を充実させ、組織の強化を図ります。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 災害に備えて、家庭内で話し合い、備蓄品を準備します。
- ・ 地域みんなが一丸となって、声を掛け合いながら避難します。

9. 防犯対策・交通安全対策の充実

■ 施策が目指す姿

犯罪や交通事故が少ない、安全安心に暮らせるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	人口1,000人当たりの刑法犯認知件数(年)	4.2件	3.6件
2	人口1,000人当たりの交通事故発生件数(年)	1.6件	1.0件
3	防犯灯のLED化率	93.0%	99.0%

■ 現状と課題

防犯では、インターネット等を活用した新たな犯罪への啓発が大切です。本市では、交通安全及び防犯の推進を図るために、防犯カメラの設置を実施しました。また、市内で活動するボランティア団体と協力し、防犯パトロール等を実施しています。

消費者の犯罪被害防止の観点からも、市民の日常生活での様々な問題に対し、関係団体と協力・連携し、適切に対応する必要があります。

また、茨城県の交通事故死者数は、全国ワースト10位前後で推移しており、近年は、高齢者人口の増加に伴い、高齢ドライバーの誤操作による交通事故が社会問題となっています。本市でも、高齢者をはじめ、全世代に対して、交通安全意識の浸透を図るとともに、地域に密着した交通安全活動等を推進する必要があります。

【写真・グラフなど】



主管課	総務部 防災課
関連計画	通学路交通安全プログラム

■ 取組方針

防犯対策の推進	
	防犯灯及び防犯カメラの適切な整備を進めるとともに、警察や地域団体等と連携し、地域と協力してキャンペーン活動や広報活動を行い、防犯意識の啓発を推進します。
交通安全対策の推進	
	地域の課題を踏まえ、警察や道路管理者と連携を図り、有効かつ効果的な対策を講じます。また、地域団体の活動を支援し、連携して交通安全啓発を実施します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 信号や看板の近くの私有地をきれいに管理します。
- ・ 家族みんなで、交通安全について話し合います。

10. 安全・安心で快適な生活環境・住環境の整備

■ 施策が目指す姿

衛生的な生活環境、美しい景観の住環境が保全され、市民が安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	管理不適切空き家改善件数 (年)	95 件	80 件
2	民間賃貸住宅補助数 (年)	12 件	40 件
3	公害に対する相談件数 (年)	64 件	50 件
4	有害鳥獣捕獲頭数(アライグマ) (年)	70 匹	85 匹

■ 現状と課題

本市は、みらい平駅周辺の都市的景観と既存集落の田園風景や筑波山・富士山などが眺望できる自然的景観に恵まれています。このような良好な生活環境を維持・管理することで、すべての市民が安心して、共に長く住み続けられる計画的なまちづくりを推進してきました。

良好な生活環境の実現のために、騒音問題などの対応すべき課題も顕在化しています。また、空き家の有効活用や公営住宅・民間賃貸住宅への入居の支援なども大切です。

一方で、有害鳥獣（アライグマ等）による被害も増加傾向にあり、市民の安全・安心な暮らしの実現や本市の主要産業である農業への被害軽減に向けた取組が求められています。

こうした生活・住環境に関する様々な課題に対応するべく、県や関係機関と連携を強化し、課題解決に向けて取り組むことが求められています。

【写真・グラフなど】



主管課	都市建設部 開発指導課
関連計画	空家等対策計画 景観計画 等

■ 取組方針

空き家対策の推進
空き家相談会などの「予防」、空き家のパトロール、所有者への助言・指導などの「適正管理」、空き家バンクやそれに付随する補助金などの「利活用」、の3つの観点から空き家対策を推進し、空き家の解消を図ります。
公営住宅の適切な供給
住宅困窮者への公営住宅供給、及び民間賃貸住宅家賃の一部を補助します。これにより、所得による住宅の不安を解消するなど、安心して暮らせる生活の基盤を整えます。
地域の個性を大切にする景観形成の推進
自然・歴史・文化や産業活動に彩られ、形成された地域資源や街並みなど、多様な景観資源を生かし、個性と魅力ある地域づくりを推進します。
良好な生活環境の保全
公害問題、有害鳥獣（アライグマ）の駆除等に取り組み、良好な生活環境の保全を推進します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 空き家を適正に管理し、近隣住民の迷惑とならないよう心がけます。
- ・ 自転車を路上に放置せず、自転車駐車場等を利用します。

1.1. 循環型社会の形成

■ 施策が目指す姿

ごみの適正な分別や再生可能エネルギー設備の導入などにより、地球環境への負荷を低減した資源循環型のまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	市民一人一日当たりのごみ排出量 (年)	724.0g/人・日	690.0g/人・日
2	再資源化率	14.0%	19.8%
3	不法投棄件数 (年)	32 件	22 件
4	公共施設での温室効果ガス排出量 (年)	6188.7t-CO ₂	4,228.6t-CO ₂

■ 現状と課題

2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、経済界など各分野の団体等を巻き込み、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする政策が打ち出されました。日本全体では、革新的なイノベーションにより、温室効果ガスの排出量を2030年までに26%削減、2050年までに80%削減を目指すこととなっています。

本市でも、2020年に「ゼロカーボンシティ共同宣言」を発出し、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入などの取組を推進しています。

一方で、温室効果ガスの削減や循環型社会の形成には、市の取組である「公助」だけでなく、市民や団体・企業等の「自助・共助」の取組も不可欠です。近年では、3R（リサイクル、リユース、リデュース）の推進等の機運が高まっており、市民と市が協働で取り組むことが大切です。

また、ポイ捨てや不法投棄などにより適正に処分されず、海に流れ込むことで海洋汚染や生態系に深刻な影響を与える海洋プラスチックが世界的な問題として取り扱われています。

市民一人ひとりがごみの削減や適正な処分に関心を持ち、問題解決に取り組むことが重要です。

【写真・グラフなど】



主管課	市民経済部 生活環境課
関連計画	環境基本計画 一般廃棄物処理基本計画 等

■ 取組方針

ごみ分別の推進	市民にごみの適正分別を推進し、リサイクル率を向上させることで、ごみの処分量の削減を図ります。
不法投棄の防止	不法投棄は早期発見、早期対応が重要であるため、市民と市が協働し一体となって監視することで、不法投棄をさせないまちを形成します。
再生可能エネルギーの導入	ゼロカーボンシティ実現に向けて、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。また、施設の改修時には、省エネルギー設備の導入検討を行います。

■ わたしたち市民にできること

- ・ ごみの正しい分別や削減で3Rに協力します。
- ・ 節電節水を心がけます。

12. 子育て支援の充実

■ 施策が目指す姿

結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを育てられるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	妊娠期における子育て支援室の利用者数 (年)	25 人	50 人
2	新生児訪問割合	84.0%	96.0%
3	待機児童数 (年)	0 人	0 人
4	放課後子ども教室参加者数 (年)	8,127 人	14,600 人
5	婚活支援事業利用者数 (年)	30 人	40 人

■ 現状と課題

全国的には、結婚に対する価値観の変化や経済的な理由等により、未婚・晩婚化が進み、婚姻率の低下や少子化が進んでいます。

本市には、市外・県外から転入される子育て世帯が多く、そのほとんどが核家族世帯です。身近に親族等の支援者がいない保護者は、育児の孤立化や育児負担・不安を抱えやすいと言われています。地域のおやこを「ひとりぼっち」にさせないために、ICT技術の活用や関係機関との連携等、一体的・包括的な相談支援体制が求められています。

保育や保育サービスの需要が増加傾向にあるため、多様な保育ニーズに対応した環境整備が必要です。その中で、市立幼稚園については、現代のニーズや地域の実情に応じた運用、公立ならではの良さを生かした取組など、幼児教育・保育サービスの質を高める検討が必要です。

市立小中学校、市立幼稚園毎に家庭教育学級を開設していますが、効果的な家庭教育支援を行うため、参加者のニーズに合わせた運営方法の検討が必要です。

また、心身の発達にばらつきや遅れがある児童が、就園就学後にスムーズな集団生活が送れるよう、早期から成長に合わせた発達支援が必要となっています。

【写真・グラフなど】



主管課	保健福祉部 こども課
関連計画	子ども・子育て支援事業計画 教育振興基本計画 等

■ 取組方針

妊娠・出産期における支援・相談体制の充実
<p>アプリを活用した支援情報発信・産後ケア・相談窓口の充実など、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供し、妊娠期や産後の不安の解消に努めます。</p>
子育て支援体制の充実
<p>子育て中の親の孤立や不安を軽減するため、子育て支援室などを充実させ、市民が互いに助け合える仕組みづくりに努めます。</p>
幼児教育・保育の充実
<p>多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、必要な施設を確保し、幼児教育環境及び保育サービスの充実を図ります。</p>
家庭と地域の教育力の向上
<p>家庭教育学級の運営方法の改善を図り、親子の育ちを支援し、家庭が抱える悩みへの相談体制の充実に努めます。また、放課後に児童が多様な体験・活動を行えるよう、地域と連携して放課後子ども教室を開催します。</p>
出会いの場の創出
<p>多くの出会いの機会を創出するため、結婚相談を始めとした婚活支援により、良いパートナーと出会えるきっかけづくりを後押ししていきます。</p>

■ わたしたち市民にできること

- ・ ひとりで悩まず、身近にある相談窓口等に相談します。
- ・ 子育てしやすい地域づくりに協力します。

13. 学校教育の充実

■ 施策が目指す姿

学力向上と心身の健全な育成に取り組み、
子どもたちが安心して学べるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	市内中学3年生における英検3級相当以上の生徒の割合	65.2%	70.0%
2	不登校児童生徒の学校復帰の割合	15.0%	60.0%
3	ICT支援員の配置人数(年)	4人	14人
4	みらい平地区新設中学校事業進捗率	0.0%	100.0%
5	1ヶ月の超過在校等時間が45時間以内の教職員の割合(4~7月の超過在校等時間の平均)	63.8%	100.0%

■ 現状と課題

多様化・複雑化する社会環境や時代の変化により、グローバル化やデジタル化の進展等に伴い、多様性を認め合う豊かな心の育成や自ら問題を発見し解決するための論理的な思考である「考える力」などが求められています。また、GIGAスクール構想に基づき、ICTを活用した学びの機会や「STEAM教育」を充実させるなど、児童生徒が興味・関心を持ち、進んで学びたいような工夫が求められています。

本市では、児童生徒数がみらい平地区を中心に増加している一方、既存地区では減少しており、各学校に差が生じているため、地域の実情に応じた、教育施設の適正配置を推進し、より良い教育環境の整備に取り組んでいる状況です。

市内の小中学校の教職員の業務量や負担も増加傾向にあり、部活動指導に係る人材の確保など地域で子どもを育てる雰囲気醸成が必要です。

不登校の児童生徒が年々増加傾向にあり、十分な時間をかけて丁寧に対応するために、教職員の働き方改革を推進しています。

【写真・グラフなど】



主管課	教育委員会 学校総務課
関連計画	教育振興基本計画 義務教育施設適正配置基本計画 等

■ 取組方針

チャレンジする子どもの学力向上

基礎的、基本的な知識・技能習得にあわせ、英語教育、理数教育を強化します。また、時代の変化やグローバル社会に対応できる能力を育成するため、ICT を活用した、個別最適な学びと協働的な学びを推進します。

豊かな心と健やかな体の育成

不登校の原因となりえる学校生活等での悩みや不安を解消するため、相談や適応支援指導などきめ細やかな対応を推進します。また、学校教育活動全体を通じた、保健体育教育の充実を図るとともに、児童生徒の健全な発達に資するため、栄養バランスのとれた、安全安心で、おいしい給食を提供します。

より良い教育環境の充実

子どもたちがより良い学校教育環境で過ごせるよう、中学校新設など、教育施設の適正配置に取り組むとともに、教職員の働き方改革を推進し、子どもたちと向き合う時間や自己研鑽の時間の確保に努めます。また、市民・地域・企業・団体などと協力し、防犯・交通安全対策の充実・強化を図ります。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 学校給食に関心を持ち、家庭でも食育します。
- ・ 児童生徒の登下校時の見守りをします。

14. 青少年健全育成の推進

■ 施策が目指す姿

学校・家庭・地域・団体・企業等との協力体制を強化し、
未来の地域の担い手が育つまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗の割合 (コンビニエンスストア・携帯電話販売店・飲食店等)	74.4%	92.0%
2	「スマートフォン等の使い方についての約束ごとの話し合いシート」活用状況の割合	79.0%	90.0%
3	いじめの年度内解消率	87.2%	95.0%

■ 現状と課題

核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化により、家族や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっています。青少年の健やかな育成を目指し、家庭教育学級、コミュニティスクール事業などを通じて、家庭教育の充実や学校・家庭・地域との連携・協働を推進する必要があります。

また、図書館などの社会教育施設を積極的に活用し、読書活動などを推進することで、子どもたちの想像力や豊かな心の育成を目指しています。

一方で、近年は SNS 等を活用した、見えにくい犯罪やいじめなど、多様化した問題が顕在化しており、解決に向けて工夫したアプローチが求められます。

【写真・グラフなど】

主管課	教育委員会 生涯学習課
関連計画	教育振興基本計画

■ 取組方針

青少年健全育成の向上
<p>地域で行う青少年健全育成活動を支援し、市青少年相談員による青色防犯パトロールや「青少年の健全育成に協力する店」の登録・店舗等訪問活動を実施します。</p>
いじめのない教育活動の推進
<p>インターネット等を含めたいじめのない環境を作るため、児童生徒を深く理解し、生徒指導の充実を図ることで、児童生徒が楽しく学ぶことができ、生き生きとした学校生活を送れるよう努めます。</p>

■ わたしたち市民にできること

- ・ SNS の利用について家庭で話し合います。
- ・ 地域のみなさんと協力して子どもたちを見守ります。

15. 歴史・文化の保護と生涯学習の推進

■ 施策が目指す姿

誰もが気軽に学問や歴史・文化に触れ、
学習したことを地域に還元できるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	生涯学習講座参加者の満足度	96.6%	100.0%
2	文化施設来館者数 (年)	4,126 人	4,200 人
3	公民館利用者の満足度	100.0%	100.0%
4	図書館資料の個人貸出点数 (年)	272,762 点	280,000 点
5	主要観光拠点来場者数 (年)	82,000 人	110,000 人

■ 現状と課題

ライフスタイルの多様化により、生涯学習に対する市民のニーズも変化している中、学習メニューの充実や受講日時及び ICT 技術等を活用した参加方法の工夫により、幅広い年齢層の参加を促進することが求められています。また、生涯学習を通じて地域への愛着や人づくり・地域づくりのための社会参加を促すとともに学習の成果を地域に還元できる仕組みの構築が大切です。生涯学習の推進に合わせて、公民館や図書館などの社会教育施設についても、利用しやすい環境を提供し続けるため、計画的な改修が必要となります。

本市の歴史資源や観光資源を次世代に継承するために、適正な維持管理を行う必要があるとともに、専門の知識を持った人材や地域の担い手を育成することが大切です。また、SNS 等を活用した広報にも注力し、観光資源を活用した交流人口・関係人口の拡大・活性化を推進していくことも求められています。

きらくやまふれあいの丘を多世代交流の場として活用することで、市民同士の活発な交流を促進します。

【写真・グラフなど】



主管課	教育委員会 生涯学習課
関連計画	教育振興基本計画

■ 取組方針

生涯学習活動の充実

世代ごとに異なる市民のニーズに合った生涯学習事業の充実に努め、既存の文化資源の保存及び活用により、指導者の育成や地域への還元、関係機関との情報共有を図るなど、生涯学習を通じて豊かな人生の提供を目指します。

学習環境の整備・充実

生涯学習の拠点となる施設の利便性を高め、学習の機会をいつでも提供できるように、生涯学習施設の適切な維持管理をします。また、地域住民の身近な交流の場となる施設として、利用促進に努めます。

図書館機能の充実

図書館資料の拡充や地域の学習拠点としての充実に努めます。また、ICT 技術等を活用した情報拠点としての機能強化を図ります。

地域資源を発掘活用した観光客誘致の推進

みらいりんどうや観光大使を活用した PR 活動、関係団体と連携した各種イベントへの参加・開催、地域特産や観光資源を活用した観光交流イベントの充実に努めます。

■ わたしたち市民にできること

- ・ イベントや講座などに積極的に参加します。
- ・ 家族や友達と誘いあって文化施設に行きます。

16. スポーツ・レクリエーション活動の充実

■ 施策が目指す姿

様々なスポーツ・レクリエーションの機会が提供される、健康で活力にあふれた市民生活を実現するまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	スポーツ施設利用者数 (年)	90,030 人	100,000 人
2	スポーツ協会会員数	1,528 人	1,600 人
3	スポーツイベント・教室開催数 (年)	2 回	25 回

■ 現状と課題

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大に起因する生活様式の変化などにより、スポーツの果たす役割は、健康増進や体力向上だけでなく、地域コミュニティの活性化など、健康で活力に満ちた地域社会を形成するうえで欠かせないものになっています。

その一方でスポーツ活動実施率では、高齢者は高い水準にあるものの、働き盛り世代や子育て世代では、仕事や家事が忙しいなどの理由から低くなっています。

市民のスポーツ活動実施率を向上させるために重要な役割を担う、地域スポーツの拠点となる総合型地域スポーツクラブは、順調に活動を進めていますが、より公共性を持たせるため法人化を検討する必要があります。

また、市内のスポーツ施設は建築から40年以上が経過し、老朽化した施設が多いため、計画的な修繕やメンテナンスが必要であり、子ども、高齢者、障がい者を含め、誰もが安全にスポーツを楽しむことができるような利用しやすい施設環境の整備も必要となっています。

【写真・グラフなど】



主管課	教育委員会 生涯学習課
関連計画	教育振興基本計画

■ 取組方針

施設の長寿命化及び整備
指定管理者による専門的なメンテナンスと計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、様々な資金調達の方法を検討・活用し、安全で円滑に使用できる施設環境を整備します。
スポーツに親しむ機会の提供
スポーツフェスティバルやスポーツ教室等を通じて、市民のスポーツへの関心・興味を高めるとともに、スポーツ活動の場や機会を提供します。
総合型地域スポーツクラブ事業の推進
幼児から高齢者まで気軽にスポーツを楽しめる「生涯スポーツ社会」を目指し、「誰でも」「いつでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる場として、総合型地域スポーツクラブの充実を図ります。また、活動がさらに継続・発展できるよう、地域の実情やニーズにあったクラブのあり方について指導・助言を行います。
スポーツ関係団体の育成
指導者の育成促進や団体活動の PR 支援などにより、団体活動の活性化を図るとともに、スポーツも多種・多様化しており、新しい情報の提供や新規団体設立への助言・支援等を行います。

■ わたしたち市民にできること

- ・ ウォーキングなどできることから運動を始めます。
- ・ 家族や友達と色々なスポーツを楽しみます。

17. 健康づくりの推進

■ 施策が目指す姿

市民一人ひとりが生涯にわたり
健康で明るく元気に生活できるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	市大腸がん検診の受診率	12.3% (R2)	17.7%
2	自殺予防の人材育成に関する研修会の受講者数 (累計)	403人	506人
3	麻しん風しん予防接種の接種率	93.4%	98.5%
4	かかりつけ医を持っている人の割合	60.5% (R1)	75.0%

■ 現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、健康増進事業への参加が減少しています。また、在宅時間の増加で、自宅で食事をする回数が増えるなど食生活の変化がみられるようになり、新しい生活様式にあった健康増進事業のあり方が求められています。

一方で、本市の平均寿命は、5年毎に行われる国の調査によると延伸しており、高齢者人口の増加が見込まれることから、今後は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の拡充に向けた関係機関の連携が求められます。また、健康のためには、日ごろから健康を意識し、定期的な健（検）診を受診する必要があります。各世代にわたり、より一層の普及啓発を行うとともに健康増進事業を充実させることで、健康に関する意識を醸成することが大切です。その他、地域医療体制の充実に向けて、かかりつけ医の必要性や重要性を広く周知することも大切です。

近年、メンタルヘルスに関する相談も増加傾向にあります。ゲートキーパーの普及や相談窓口の充実、悩みや不安を抱える人への支援が必要とされています。

【写真・グラフなど】



主管課	保健福祉部 健康増進課
関連計画	健康つくばみらい21プラン データヘルス計画 等

■ 取組方針

健康を守る望ましい生活習慣の推進	
	望ましい生活習慣への改善と食習慣の基礎づくりを支援し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。また、自殺予防のための相談できる体制づくりを強化し、自殺リスクの低下を図ります。
感染症予防の推進	
	感染症まん延を予防するため、予防接種の正しい知識と必要性について普及啓発します。
地域医療体制の充実	
	市民がより安心して健康に暮らせる地域医療体制の充実に向けて、市内医療機関や近隣市町村等との連携を強化するとともに、かかりつけ医の普及推進を図ります。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 定期的に健康診断・がん検診を受診します。
- ・ 家族の栄養バランスに気を配り、正しい食生活を心がけます。

18. 高齢者福祉の充実

■ 施策が目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって
健やかに生活できるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	緊急通報システム見守りサポート事業利用者数 (年)	355 人	470 人
2	出前講座実施会場数 (年)	16 会場	19 会場
3	地域密着型サービス施設数	12 施設	14 施設
4	介護予防事業参加者数 (年)	5,900 人	6,640 人

■ 現状と課題

本市では、健康寿命と平均寿命がともに延伸しており、今後の高齢化の進展による要介護認定者の増加も予想されます。高齢者が充足感に満ちた活動的な生活を送るため、介護予防活動を更に促進し、健康寿命の延伸に取り組むことが求められています。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、買い物や通院など高齢者への生活支援の必要性も高まっています。

こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築及び更なる拡充に向け、行政だけでなく地域全体で取り組むことが求められています。

【写真・グラフなど】

主管課	保健福祉部 介護福祉課
関連計画	高齢者福祉計画・介護保険事業計画

■ 取組方針

介護予防活動を通じた生きがいづくりの推進
地域体操クラブやすこやか貯筋教室などの介護予防活動を通して、高齢者が生き生きと生活できる地域づくりを推進します。
高齢者の生活支援サービスの充実
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築し、買い物支援や見守りサポート等生活支援サービスの充実を図ります。
在宅福祉サービスの充実
介護や支援が必要となっても住み慣れた地域で生活できるよう、在宅医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、介護の負担軽減のため在宅福祉サービスの充実を図ります。
福祉施設の充実
介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、福祉施設の充実を図ります。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 趣味や生きがいを持って、活動的に過ごします。
- ・ 近所の高齢者が困っていたら手助けします。

19. 障がい者福祉の充実

■ 施策が目指す姿

障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	訪問系サービスの実利用者数 (年)	79 人	80 人
2	日中活動系サービスの実利用者数 (年)	503 人	550 人
3	相談支援の実利用者数 (年)	509 人	560 人

■ 現状と課題

多様性への理解や人権意識の醸成により、障がいのある人に対する理解が深まったことで、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送るための生活支援や就労支援等の拡充が進みました。一方で、障がい者（児）の障害福祉サービス利用者数は、10年間で約2倍に増加しています。

このような状況下で、利用者のニーズに合う福祉サービスの提供、困りごとを身近に相談できる体制の充実、障がいをもつ方が地域で自分らしく生活していくことができる体制づくり、就労機会の確保などの支援が求められています。これらの支援の充実のためには、行政と地域・団体・企業等の様々な主体が連携し、取り組む必要があります。特に、障がい児については、障がい児とその家族が相談しやすい体制の構築が求められています。

【写真・グラフなど】



主管課	保健福祉部 社会福祉課
関連計画	障がい者計画 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

■ 取組方針

障がい者の日常生活の充実

障がい者が必要な時に地域で気軽に相談できる相談支援体制を整備し、地域で安心して暮らせるようにします。また、手当や助成制度等の利用手続きなどの周知に努めます。

障がいに対する理解の促進

障がいに対する理解を深めるための取組を推進するとともに、差別の解消、虐待の防止に努めます。

障がい者（児）へのサービス提供体制の整備

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の必要なサービスが提供されるよう、サービスの提供体制及び場の充実を図るとともに、サービスの内容や利用手続きなどの周知に努めます。

■ わたしたち市民にできること

- ・ ひとりで悩まず、相談窓口や支援者等に相談します。
- ・ 障がい者が暮らしやすくなるよう、地域みんなで協力します。

20. 地域福祉と社会保障の充実

■ 施策が目指す姿

互いに支え合い、助け合い、
地域の中で誰もが安心して暮らしていけるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	民生委員・児童委員活動日数 (年)	4,842 日	5,000 日
2	きらくやまふれあいの丘利用者数 (年)	103,219 人	162,500 人
3	要介護3・4・5の認定割合	38.0%	38.0%
4	国民健康保険被保険者一人当たり医療費 (年)	352,253 円	407,000 円

■ 現状と課題

社会環境の変化に伴い、市民の抱える課題は複雑化・複合化しています。介護・障がい・子育て・困窮などの従来の課題に加え、8050問題やひきこもり、孤独の問題、高齢者や障がいの者の権利擁護などの新たな問題も顕在化しています。行政内での組織を越えた対応や地域・関係団体などと連携した横断的な支援体制の構築が求められています。

地域においては、民生委員・児童委員などが相談窓口となり、行政や関係機関と市民とをつなぐ役割を担っています。課題が複雑化・複合化していることから、民生委員・児童委員の専門知識の習得が求められています。また、本市では、地域ケア会議を定期的を開催することで、地域課題の把握、地域ネットワークやケアマネジメント支援、地域包括システムなどの構築に取り組んでいます。

国民健康保険は、高齢化や医療の高度化などに伴い医療費が増大しており、安定的な財政運営が求められています。

国民年金は、未加入者や保険料の未納者を減らしていかなければならないため、年金制度の周知徹底や相談業務の充実を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会環境の変化により、生活困窮者・世帯が増加傾向にあります。ハローワーク等の関係機関と連携するなど、包括的な支援体制の構築が必要です。

【写真・グラフなど】



主管課	保健福祉部 社会福祉課
関連計画	地域福祉計画・地域福祉活動計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

■ 取組方針

地域福祉推進体制の整備
地域を拠点に活動する民生委員・児童委員等に対し、関係機関と連携し、定期的に研修を実施します。きらくやまふれあいの丘は、地域福祉の拠点として、利用者数の増加を図るため、新たなイベントに取り組みます。
生活困窮者への支援の充実
生活保護業務の適正な執行により、健康で文化的な最低限度の生活を保障するよう支援します。また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方の相談に応じ、困窮状態を脱することができるよう支援します。
高齢者の地域支援体制の整備
地域包括支援センターを核とした相談・支援・連絡体制を充実させ、高齢者やその家族が必要とする支援や最適な介護サービスを提供します。
医療保険制度及び国民年金制度の健全な運営
収納率向上及び医療費適正化を推進し、適正な医療保険制度の運営を図ります。また、広報誌やホームページ等により制度を周知し、適正な制度利用を促進します。
介護保険制度の健全な運営
要介護認定者数、サービス利用者数等、地域の実情を把握し、高齢者福祉施策及び介護保険事業を計画的に進めます。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 健康的な生活を心がけ、真に必要な介護サービスを利用します。
- ・ 地域をより良くするため、地域みんなで協力します。

21. 地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進

■ 施策が目指す姿

みんなで協力して地域課題の解決に取り組む、
市民主体のまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	行政区の設立数 (累計)	0 団体	4 団体
2	市民活動体験事業の参加者数 (年)	11 人	23 人
3	市民活動団体同士等の交流回数 (年)	0 回	4 回
4	市民活動まちづくりセンター登録団体数	37 団体	100 団体

■ 現状と課題

生活様式の多様化や核家族化に伴い、地域のつながりの希薄化が全国的な課題となっています。多様化する地域課題に柔軟に対応するためには、行政による支援だけでなく、地域コミュニティを始めとする、連携・協働の体制づくりが重要となります。

本市は、県外・市外からの転入者が多いという特色があります。既存地区では高齢化が進み、みらい平地区ではコミュニティの形成が進んでないことから、地域の担い手確保が課題となっています。市民の自治組織に対する考えも多様であるため、市民の声をよく聴き、地域コミュニティのあり方を検討することが大切です。

また、これからのまちづくりは、市民一人ひとりが自助・共助の意識を持ち主体的に行動する、協働のまちづくりを進めることが必要です。2021年8月には、協働のまちづくりを支援する拠点として、みらい平市民センターに「市民活動まちづくりセンター」を開設しており、市民活動の活発化が期待されます。

【写真・グラフなど】

主管課	市長公室 地域推進課
関連計画	市民協働基本指針

■ 取組方針

自治組織の育成及び支援
<p>研修会や事例紹介を通じ、自治組織や地域コミュニティの担い手の育成を支援します。また、自治組織同士の交流を促し、課題や情報の共有を図ります。自治組織が設立されていない地区には、情報提供や相談を通じ、自治組織の形成を促進します。</p>
市民活動に関する情報の発信と市民意識の醸成
<p>市民活動参加のきっかけとなるような、市民活動体験や市民活動講座の開催、市民活動に関する情報の発信などを行い、市民意識の醸成を図ります。</p>
市民活動団体の支援
<p>市民活動団体が活動しやすいよう、情報や設備等の提供、スキルアップのための講座の開催、補助金の交付などを行い、活動の活発化や連携強化を図ります。</p>

■ わたしたち市民にできること

- ・自治会活動や地域のイベントなどに参加します。
- ・行政や企業との協働事業に参加します。

22. 多様性を尊重した社会の実現

■ 施策が目指す姿

人権意識や国際理解を高めることによって、誰もが個人として尊重されるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	人権啓発事業の参加者数 (年)	84 人	150 人
2	人権教育講演会の実施回数 (年)	1 回	1 回
3	性的マイノリティについての啓発回数 (年)	2 回	3 回
4	国際交流事業の参加者数 (年)	1,286 人	1,500 人

■ 現状と課題

人権意識の高まりにより、障がいがある人や市内に在住する外国人など、社会生活を営む上で困難を抱える市民への理解の推進や個々の生活にあった支援が求められており、困りごとや課題を気軽に相談できる体制の構築が必要です。

近年増加傾向にある市内在住外国人については、関係団体や企業と行政が連携し、必要な支援を顕在化し、実行していくことが求められています。

行政と学校が連携して人権教室を開催し、人権に対する正しい理解・認識を深められるよう、子どものうちから人権に対する意識を養うことが重要です。

また、性的マイノリティであることを理由に、周囲の理解不足や偏見などで様々な困難に直面している状況があり、情報提供や啓発活動により、理解を深める必要があります。

【写真・グラフなど】



主管課	保健福祉部 社会福祉課
関連計画	男女共同参画計画

■ 取組方針

人権意識の向上	学校と連携した人権教室、人権擁護委員による人権相談を実施します。また、講演会の動画配信等を取り入れるなど、充実した啓蒙活動の推進により、人権意識を醸成します。
国際交流の推進	国際交流活動団体等を支援し、在住外国人の言語習得及び文化交流の機会を創出します。また、国際交流イベント等を開催し、多文化交流を促進します。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 一人ひとりの人権や個性を尊重します。
- ・ 国際交流を通じて、異なる文化への理解を深めます。

23. 男女共同参画の推進

■ 施策が目指す姿

誰もが個性と能力を十分に発揮することのできるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	男女共同参画推進講座の参加者数 (年)	534 人	570 人
2	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合	53.7%	60.0%
3	審議会等における女性委員の割合	25.4%	30.0%

■ 現状と課題

女性の社会進出が進んでいる一方で、パートナーや事業所などの理解、仕事と家事・育児などを両立させるための環境整備は十分でない状況にあります。そのため、仕事と家庭の両立には、多様で柔軟な働き方ができるよう、家庭や地域の理解を深めるとともに、事業所などへの働きかけが必要です。ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事、家庭生活、地域活動などにバランスをとって参画できる環境づくりが求められています。

また、社会におけるあらゆる暴力の根絶を図るため、継続的な啓発活動や早期に相談できる窓口体制の充実を図ることが必要です。

【写真・グラフなど】



主管課	市長公室 地域推進課
関連計画	男女共同参画計画

■ 取組方針

男女平等の意識啓発
性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等の意識の形成・定着、個性や能力を発揮できる男女共同参画への理解を深めるための啓発や教育・学習に対する理解を深める啓発を推進します。
ワーク・ライフ・バランスの推進
男女ともに仕事、家庭、地域活動等の調和のとれた考え方や働き方を促進します。また、事業所と連携し多様な働き方を支援します。
審議会等における女性委員登用の推進
女性が行政や事業所、地域などあらゆる場において、政策等の立案や意思決定に積極的に参画する機会の確保を推進するため、行政がモデルとなり、女性を積極的に登用します。
DV など困難な立場にある方の支援
社会におけるあらゆる暴力の根絶を目指し、DV に対する正しい理解促進、意識啓発を推進します。また、相談者一人ひとりの生活や周囲の状況に応じて、適切な支援が受けられるよう、関係各所と連携した対応を行います。

■ わたしたち市民にできること

- ・ 仕事と家庭が両立できるよう、みんなで協力します。
- ・ DV など困難な立場の方を手助けします。

24. 持続可能な行財政運営の推進

■ 施策が目指す姿

健全かつ戦略的な行財政運営によって、
市民サービスが充実したまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	行政改革プラン達成率	86.2%	96.2%
2	実質公債費率	6.8%	7.2%
3	市税収納率（住民税・固定資産税・軽自動車税）	99.1%	99.2%
4	証明書（住民票・印鑑登録証明書） コンビニ交付サービス利用率	13.1%	31.0%
5	歳出予算総額に占めるふるさと納税額の割合	6.8%	15.0%

■ 現状と課題

多くの地方自治体では、人口減少、国からの権限移譲・市民ニーズの多様化・複雑化等に伴う業務量の増加、公共施設の老朽化など、行財政運営は厳しさを増しています。本市では、人口が増加傾向にあります。早期から人事・財政・政策連動のマネジメントに取り組み、効率的な行財政運営に努めています。

今後もふるさと納税やクラウドファンディングによる財源の確保、国・県の補助制度の有効活用、公金運用などによる財政健全化に積極的に取り組む必要があります。

また、多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に的確に対応し、行政手続きの利便性向上を図るため、産官学連携、自治体間の連携、デジタル化など、既存の知識や手法にとらわれない新たな手法の検討・導入を進める必要があります。

一方で、行政の業務量は増加を続けており、ワーク・ライフ・バランスの保たれた持続可能な組織体制を構築する必要があります。適正な職員配置・業務効率化を図るとともに、年次休暇の取得促進などにより、健康で意欲的に働ける職場環境を整備することが重要です。

【写真・グラフなど】



主管課	市長公室 企画政策課
関連計画	行政改革プラン 情報化計画 等

■ 取組方針

戦略的な行政運営の推進	
	産官学連携、自治体間の連携、デジタル化などの多様な手法を取り入れ、市民ニーズへの的確な対応と地域課題解決に向けた戦略的な行政運営を推進します。
持続可能な財政運営の推進	
	人的・財政的資源の重点的な配分と、ふるさと納税制度を始めとした財源確保に重点的に取り組み、持続可能な財政運営を推進します。
機能的な組織運営と人材育成の推進	
	職員能力の向上や専門性の高い職員の採用、柔軟な組織機構の見直しを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスを推進し、個性と能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組むことで、職員の意欲を高め、市民サービス向上を目指します。
行政手続きの利便性向上	
	マイナンバーカードを活用した窓口サービス、各種行政手続きの電子化・デジタル化を進め、市民の利便性向上を図ります。

■ わたしたち市民にできること

- ・ マイナンバーカードや電子申請などを利用します。
- ・ 市の行財政運営に関心を持ち、様々な機会を通して意見を述べます。

25. 魅力的で親しみやすい広報・広聴の推進

■ 施策が目指す姿

「100年間愛されるまち」をテーマに、
市民が愛着と誇りを持てるまちを目指します。

■ 目標指標

No	指標名	現状値 (R3)	目標値 (R9)
1	広報つくばみらいアンケートで「満足」と答えた人の割合	62.0%	74.0%
2	市公式 Twitter 及び Facebook の合計フォロワー数	5,905 人	10,000 人
3	20 歳～49 歳の社会動態の状況 (転入者数÷転出者数)	132%	150%
4	市民懇談会の参加者数 (年)	82 人	150 人

■ 現状と課題

情報のデジタル化が進む中で、多様な手法で行政の情報を発信できるようになりました。幅広い世代の市民に、必要な情報が伝わるよう、従来の広報紙や記者会見、ホームページに加え、SNS 等の活用を進めています。特に、本市のインナープロモーション (I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.) は、市民だけでなく他自治体からも高い評価を得ており、認知度が高まっています。

また、幅広い世代から市民の声を聴くための手段として、紙媒体だけでなく、メールや電子申請等を活用した取組を進めています。さらに、市長と市民が直接、意見交換を行う「市民懇談会」を定期的を開催することで、市民の生の声を聴く機会を設けてきました。

市民と行政が相互の理解と信頼関係を築くためには、市民の声をよく聴き、全ての市民に必要な情報が届くことが重要です。そのためには、市民一人ひとりが利用しやすい情報ツールを選択することができ、様々な情報にアクセスしやすい環境整備を更に進める必要があります。

【写真・グラフなど】

主管課	市長公室 秘書広報課
関連計画	—

■ 取組方針

広報つくばみらいの魅力向上
読者アンケートや市民ニーズに対応し、市民が共感でき、楽しめる記事を充実させることで、多くの方の関心を集める広報紙を作成します。
デジタル情報の利便性向上
スマートフォンやタブレットからも見やすいホームページの調整や、SNS 等による即時性・話題性の高い情報発信を行います。また、情報ツールの利便性を高め、誰もが情報を収集・活用しやすい環境を整えます。
シティプロモーションの推進
インナープロモーションを実施し、市民の「市に愛着・誇りを持ち、ずっと住み続けたい、一度出てもまた戻ってきたい」という思いを醸成します。市民の定住を促進するとともに、市民自らが市内外に向けて市の魅力を PR することで、移住にもつながる仕組みを構築します。
市民懇談会の実施
市民懇談会を実施し、幅広い世代の市民の要望や課題を把握し、市政への反映を図ります。

■ わたしたち市民にできること

- ・自らのまちの良さを市内外に発信します。
- ・市民懇談会に参加して、意見を発信します。